

【研究ノート1】

釈尊のアンガ (Āṅga) 国訪問年の推定

森 章司

[1] 本稿は釈尊が十六大国⁽¹⁾の一つに数えられるアンガ (Āṅga 漢訳では鶯伽、鶯騎、鶯芸と表記する) 国を初めて訪れられた年次、「チャンパー犍度」を説かれた年次などの推定を中心に、「アンガ国の仏教史」をざっと見渡してみようとするものである。

その前に、アンガ国とアンガ国内の主要都市について概観しておきたい。

- (1) 十六大国については、「モノグラフ」第15号に掲載した金子芳夫編「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧―その他国篇【資料集2-4】―」に付した「原始仏教聖典に見られる十六大国」を参照されたい。p.658 以下

[1-1] アンガ国はガンジス河中流域地方に広がっていた当時の「仏教中国」としては東端に位置し、その首都はガンジス河右岸(南岸)の町チャンパー (Campā 漢訳では瞻波、瞻婆、瞻蔔、占波と表記する) であった。チャンパーは現在のチャンパーナガル (Campanagar) に比定され、ここは現在のビハール州の州都パトナ、すなわち古のマウリヤ王朝の首都パータリプトラからガンジス河を180kmほど下ったところにあり、このあたりの中心都市バーガルプル (Bhagalpur) から8kmほど西に流れるチャンパー河の右岸にある小さいけれど活気のある町である⁽¹⁾。

原始仏教聖典に見られるアンガ国内の都市としては、このチャンパーの外にはアッサプラ (Assapura 馬邑と漢訳される) という市場町 (nigama) が知られるのみで、仏在処のほとんどすべてはチャンパーの、しかもガッガラーの蓮池 (Gaggarāya Pokkharāṇī 漢訳では伽伽池、揭伽池、竭伽池、伽渠池、竭闍池、竭城祇池、雷声池と表記される) のほりである。したがって当時のアンガ国やチャンパーはそれほど大きな国あるいは都市でなかったのかも知れない。

それはアンガ国が政治的にはマガダ国の属国であって、独立国家ではなかったこととも関連するであろう。これについては本文中で紹介する経律資料によって明らかであるが、例えば Vinaya「大犍度」のウルヴェーラ・カッサパの教化記事中に、さりげなく「ウルヴェーラ・カッサパは大きな祭り (mahā yañña) を行おうとしていた。そこでアンガ・マガダの国々の人は食事をもって来ようとした」⁽²⁾ などとする記述から、アンガ国は政治面のみならず文化・宗教の面においてもマガダ国と共通した環境にあったものと考えられる。

- (1) 古代のチャンパーについては、Malalasekera (*Dictionary of Pāli Proper Names*, p.856) や赤沼の紹介する Cunningham の記事 (『印度仏教固有名詞辞典』p.112) は、「現在の Bhagalpur の東24マイルの Campānagara あるいは Campāpura の近くの遺跡 (site) に比定される」とするが、もしこれが今のチャンパーナガルをいうとするなら誤りで、「東」でもなくまた「24マイル」でもなく、「Bhagalpur の市内から西8 kmにある Campanagar」とするのが正しい。また Malalasekera の紹介する Cunningham の記事には遺跡があるとするが、現地の人に尋ねても残念ながらその存在は確認されない。パトナ博物館の Dr.O.P.Pandey 氏 (1999年11月ならびに2001年8月時点にはパトナ博物館に在籍され

ていたが、2012 年の 2 月時点では他の博物館に移動されている) の話によると、1970 年にパトナ大学が発掘調査して、10 個くらいの古代の建物跡が発見されたという。その報告残念ながら出版されていないそうである。この Campānagara が古代のアンガ国の首都 Campā の故地に identify されて然るべきであろう。The Comprehensive History of Bihar にもそう記されている (vol. I, part 1, p.936)。

なおバーガルブルの町中には「アンギカ (Aṅgika)」という道路標識があり、またいくつかの「アンギカ」を名乗る商店が見いだされる。‘Aṅgika’ というのは「アンガ人」という意味であるから、まさしくここがアンガ国であったことを今に伝えているわけである。

- (2) vol. I p.027。ただし『四分律』は「時に迦葉は大祠祀せんと欲し、摩竭国界において多人衆会す」(大正 22 p.795 上)、『五分律』は「迦葉は明日節会せんとす」(大正 22 p.108 下) とするのみである。

[1-2] なおチャンパーはガンジス河の南岸にあるが、ガンジス河を挟んでその対岸すなわちガンジス河の北岸にはアングッタラーパ (Aṅguttarāpa 漢訳では阿牟多羅、鵞求多羅と表記する) という小国があって、その中心はアーパナ (Āpaṇa 漢訳では阿摩那、阿毖那と表記する) という市場町 (nigama) であり、ここもまた政治的にはマガダの統治下におかれていた。

またこれよりもさらに北にはバッドィヤという都市 (Bhaddiyanagara 漢訳では跋提、婆提と表記する) があり、『十誦律』によるとこの町は修摩 (蘇摩) 国の町とされ、ヴェーサーリーとアングッタラーパ国の中間にあった。しかし政治的にはこのあたりまでマガダ国の支配領域であって、[5] に紹介するように、この町の長者メンダカはビンビサーラ王に朝貢していたとされている。ちなみにパーリのアッタカターのいうところによると、舎衛城の東園鹿子母講堂を寄進したヴィサーカー・ミガーラマター (毘舍佉鹿子母) はこのメンダカの孫娘であったとされている⁽¹⁾。

上記アーパナ、バッドィヤないしはアングッタラーパ国や修摩国についての詳細は、「モノグラフ」第 15 号 (2009 年 10 月) に掲載した【資料集 2-4】「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧――その他国篇――」中の【補註 6】「Aṅguttarāpa (アングッタラーパ国)」⁽²⁾ と【補註 11】「蘇摩国」⁽³⁾ を参照されたい。

本節ではチャンパーの外にこれらの土地における釈尊の事績の年代を考察することも対象とする。

- (1) 『Visākhā Migāramātā 関係資料』(「モノグラフ」第 12 号 2007 年 4 月) 参照

- (2) p.626 左

- (3) p.646 左

[1-3] ところで釈尊は生涯に少なくとも次の 3 度は、このあたりを訪問されたと考えられる。

第 1 回目は、チャンパーに住んでいたソーナダダ婆羅門 (Soṇadaṇḍa brāhmaṇa) が釈尊の教えに帰信した時であり、釈尊の布教活動のかなり早い時期であったであろう。

第 2 回目は、釈尊がチャンパーのガッガラ池のほとりで布薩を過ごされたという資料がいくつもあり、これらのすべてがある特定の 1 つの時期のものであるとすると、これらには舎利弗・目連の外に阿難とヴァンギーサが登場するので、この後に掲載する【研究ノート 3】「ヴァンギーサの生涯」で考察するように、それはヴァンギーサが「ブッダを上首とする比丘サンガ」の一員として活動していた時期であって、おそらく釈尊 59 歳＝成道 25 年から釈

尊 64 歳＝成道 30 年までの間のころと考えられる。

そして第 3 回目は、釈尊がチャンパーにおいて「チャンパー犍度」に収録されている事柄を説かれた時である。「チャンパー犍度」はいわば拳罪羯磨などの羯磨執行の際の細則のようなものであって、サンガがかなり成熟してからすることに相違ないから、これはおそらく釈尊の布教活動の後期に属する時期であろうと考えられる。

もちろん釈尊はこの他の機会にアンガ国を訪問されていないとは確言できないが、アンガ国はどこか他の場所に行かれる途中に立ち寄るというような地理的状況にはないところであるから、最低限この 3 回の訪問を考えておけばよいのではなかろうか。したがって以下にはこの 3 回の訪問の年次を検討する。

[2] まず最初にソーナダダ婆羅門が釈尊の教えに帰信した時の訪問年を考察する。

[2-1] これは釈尊がチャンパーにやってこられたのをソーナダダ婆羅門 (Soṇadaṇḍa brāhmaṇa) が知って、他のバラモンや居士たちとともに釈尊に会いに行き、優婆塞になったという記事である。これには次のような資料がある。

なお以後に資料を紹介する際には、仏在処を示す部分には実線のアンダーライン、注意していただきたい文章には破線のアンダーラインを施し、登場人物名あるいは話題にのぼる人物名は太字で示す。

DN.004 *Soṇadaṇḍa-s.* (種徳経 vol. I p.111) : 世尊は 500 人の比丘たちと共にアンガを遊行してチャンパーに至られ、ガッガラーの蓮池のほとりに (*Gaggarāya Pokkharaniyā tīre*) 住された。そのときソーナダダ婆羅門がチャンパーに住んでおり、この地は王領地 (*rāja-bhogga*) で、マガダ王セーニヤ・ビンピサーラより授けられた浄施の拝領地 (*raññā Māgadhena Seniyena Bimbisārena dinnam rājādāyam brahma-deyyam*) であった。

そのときソーナダダ婆羅門は午睡のために屋上にいたが、チャンパーの婆羅門や居士たちが、「釈迦族より出家した釈子沙門がチャンパーに来られた。世尊は十号を具し、この世界の法を知り、法を示し、完全に清浄な梵行を示してくれているとの称賛の声が上がっている。このような阿羅漢に会うのはよいことだ」とチャンパーを出て一団となってガッガラーの蓮池に行くのを見て、彼も一緒に行くことにした。

このとき 500 人の婆羅門がある所用で各地からチャンパーに来ており、彼らはソーナダダ婆羅門が世尊のところに行こうとしているのを知って、「あなたは母方父方ともに血統正しく、7 世の祖父に溯る婆羅門であり、3 ヴェーダに精通し、300 人の青年婆羅門たちの師であって、多くの青年婆羅門たちがあなたを慕って各地からやって来る。あなたは年老い、年長け、高齢にして、晩年である老齢に達している。それに対して沙門ゴータマはまだまだ若い遊行者である (*samaṇo Gotamo taruṇo c'eva taruṇa-paribbājako*)。しかもあなたはマガダ王セーニヤ・ビンピサーラやポッカラサーディ (*Pokkharasādi*) 婆羅門に尊敬されている。そういうことをすればあなたの名声は減じるであろう、沙門ゴータマこそあなたのもとに来るべきである」と反対した。

すると彼は「沙門ゴータマは母方父方ともに血統正しく、7 世の祖父に溯る家系で

あり、若くして黒い髪を持ち、吉祥の若さを有し、青年期にあるにかかわらず家から非家に出家した (daharo va samāno susukāla-keso bhadrena yobbanena samannāgato paṭhamena vayasā agārasmā anagāriyaṃ pabbajito) のであり、多くの師中の師であり (bahunnaṃ ācariya-pācariyo)、三十二大人相を具足して (dvattiṃsa-mahāpurisa-lakkhaṇehi samannāgato)、マガダ王ビンピサーラやコーサラ王パセーナディ (Pasenadi)、ポッカラサーディ婆羅門とその子や妻子等が共に帰依し、彼らに尊敬されている。私の方から行くのが相応しい」と言葉をつくして反論した。そこで彼らも納得し、ソーナダダは500人の婆羅門たちと一緒に世尊のもとへ出かけた。

しかし林を過ぎた頃から、ゴータマの質問にうまく答えることができなければ自分の名声が失われ、収入も減るのではないかという不安に襲われた。それを知られた世尊は彼に彼の領分である3ヴェーダに関する質問をされた。「婆羅門よ、何を備えれば婆羅門は婆羅門と称することを得るのか」と。彼は婆羅門としての5つの特徴 (①母系・父系のいずれにおいても生れ正しく、②ヴェーダ聖典をよく読誦して3ヴェーダに通じ、③容姿端麗で、④戒めを守り、⑤賢者であること) を挙げた。そこで世尊は「その特徴が欠けた場合でも婆羅門といえるのか」と尋ねられた。彼が「戒めを具足し、賢者となれば婆羅門といい得る」と答えたので、同席していた婆羅門たちから非難の声が起った。そのときソーナダダ婆羅門の甥の**アンガカ**という**青年婆羅門**

(Angaka nāma māṇavaka) が同席していたので、彼はその甥を例にして反論した。そして世尊の「2つの特徴のうち、いずれを具足する者を婆羅門と称するのか」という問いに対し、「戒と慧とはこの世における最上のものである」と答えたが、世尊に戒と慧の意味について教えを乞うた。そこで世尊は三学 (戒・定・慧) の教えを説かれた。彼はその教えを聞いて三宝に帰依する優婆塞となり、翌日の食事に招待した。『長阿含』022「種徳経」(大正01 p.094上): 世尊は**鶡伽国**を1,250人の比丘らと共に遊行し、**瞻婆城**の**伽伽池**の側に止宿された。そのとき**種徳**という**婆羅門**が**瞻婆城**に住していて、その城は**波斯匿王**が彼に封じて、梵分としたところであった。彼は由緒正しい家柄の生れで3ヴェーダをよく誦し、500人の弟子をもっていた。

そのとき城内の人々は出家成道して大名称があり、如来にして十号を具足し、梵行清浄なる沙門瞿曇釈子が瞻婆に到着されたことを聞いて、世尊のもとへと向かっていた。これを高台の上で見た種徳も訪れようとする、ちょうど集っていた500人の婆羅門が、「あなたは7世以来父母真正であり、ヴェーダの学識があり、多くの弟子がいて、**波斯匿王**や**瓶沙王**から恭敬供養を受けている。沙門瞿曇こそあなたのもとへ来るべきである」と反対した。しかし彼は「沙門瞿曇には種々の功德があり、7世以来父母真正であり、尊貴のところに生まれてなお**少壯にして出家して道を為し**、衆の導師となり、**波斯匿王**や**瓶沙王**に供養され、**沸伽羅婆羅婆羅門**、**梵婆羅門**、**多利遮婆羅門**、**鋸齒婆羅門**、**首迦摩納都耶子**にも供養され、**釈迦族**、**俱利**、**冥寧**、**跋祇**、**末羅**、**酥摩** (1) の人々にも尊崇されている。また沙門瞿曇は**波斯匿王**や**瓶沙王**、**沸伽羅婆羅婆羅門**らに三帰五戒を授けており三十二相を具足している。私こそ行くべきである」と説得し、500人の婆羅門も一緒に世尊を訪ねた。

彼は途中で世尊の質問にうまく答えることができないかも知れないと不安になったが、世尊は彼の心中を知って、「あなたはどのような法を成就しているのですか」と尋ねた。種徳は喜んで、「私は婆羅門として五法（①7世代前から生れ正しく、他人に非難されないこと、②外道の3部、経書、世俗の書物に精通し、人相占い・吉凶の占い・祭祀の礼式に巧みであること、③端正な容貌、④戒を完全に備えていること、⑤智慧がすぐれていること）を成就しています」と答えた。これに対して世尊は「5法の中で何がなくても婆羅門といえるのですか」と質問された。種徳は**母方の甥である鶯伽という摩納**を例に出して、5つのうち3つ（①～③）は必須ではないが、2つ（④と⑤）は不可欠な条件である」と答えた。世尊はこの2つの条件を備えたものが比丘であり、また比丘こそ真の婆羅門であると説かれた。この教えを聞いた種徳は三帰五戒を唱えて優婆塞となった。

なお『長阿含』は瞻婆が波斯匿王から封じられたものとしているが、この後に紹介する諸資料や地理的条件からして、これがコーサラ国王の波斯匿ではありえない。マガダ国のピンビサーラ王の誤りであることは確実である。

- (1) 「国訳一切経」(阿含部7)の註(p.327の註50)では、釈種は釈迦族、俱利は俱嚕国、冥寧は蜜嚩沙国、跋祇は跋祇国、末羅は末羅国、酥摩は蘇摩国であるとし、十六大国の名で詳しくは「仏説人仙經」を見るべし、としている。しかし「仏説人仙經」は十六大国のなかには釈迦国を上げていないし、また釈迦国を十六大国に含める文献はない。おそらく俱利はコーリヤ族のことであって、これは十六大国は念頭になかったのではなかろうか。「モノグラフ」第15号の「原始仏教聖典の仏在処・説処一覧―その他国篇―」のp.657以下の[付1][付2]に掲げた「十六大国資料」参照。

[2-2] 以上から次のようなことが知られる。

- (1) チャンパーはマガダのピンビサーラ王から封じられた土地であって、ソーナダダ婆羅門が領主として治めていた。
- (2) そのとき釈尊の名声はこの地にも伝わっていた。
- (3) その領内の情報をもっとも知悉している立場にあるソーナダダが、釈尊に名声があり、その人がここに来ていることを知ったのはこれが初めてのよう描かれているから、釈尊がチャンパーにやってこられたのはこれが最初であったであろう。
- (4) またDNは「沙門ゴータマはまだ若い遊行者であった」とする。『長阿含』は「少壮にして出家して道を為した」とするのみであるが、ここにやってきたときには釈尊はまだ「若い遊行者」であったという認識であったのであろう。

なおここにも記されているようにアンガ国ないしはチャンパーはマガダの主権下にあるピンビサーラ王から下された拝領地であって、ピンビサーラが釈尊の教えの熱心な護持者となっていたとすれば、いち早くその影響が及ぶ土地であったというべきであろう。しかしながらこの時が初めての訪問であったように見えるから、このことからこの訪問は釈尊の教化活動の初期であったであろうことが推測される。

以上のようにDN.004 *Soṇadaṇḍa-s.*と『長阿含』022「種徳経」は、ソーナダダ婆羅門がやってこられた釈尊に会おうとするのを婆羅門たちが押しとどめようとし、ソーナダダは彼らを振り切って釈尊と会うのであるが、実はこれとまったく同じ状況がDN.005 *Kūṭadanta-s.* ⁽¹⁾と『長阿含』023「究羅檀頭経」⁽²⁾、MN.095 *Caṅkī-s.* ⁽³⁾にも記されて

いる。

DN.005=『長阿含』023の主人公はクータダント (Kūṭadanta 究羅檀頭) という婆羅門で、マガダ国 (『長阿含』はコーサラとする) のカーヌマタ (Khānumata 佉菟婆堤) というビンビサーラ王 (『長阿含』は波斯匿とする) から授けられた拝領地である婆羅門村に住んでいたとされ、ここにはアンバラッティカーという王の別荘があって、DN.016 *Mahāparinibbāna-s.*によれば王舎城からナーランダールに行く途中にあったとされているから、王舎城からごく近いところであったということになる。また MN.095の主人公はチャンキー (Caṅki) という婆羅門でコーサラ国のオーパスアーダ (Opasāda) という波斯匿王から与えられた拝領地である婆羅門村に住んでいたとされる。ただこれらの経の間に主人公や釈尊の説かれた教えの内容以外の相違点があるとすれば、DN.004=『長阿含』022と MN.095の主人公は村人たちが釈尊に会いに行くのについていったというあまり主体性がないのに対して、DN.005=『長阿含』023は3種の犠牲祭式と16祭法の行い方を尋ねたいという明確な目的があったということであろうか。しかしその他の状況はいずれもまったく相違がない。試みにこれら5つの経のなかのいくつかの事項を対照させておく。

DN.004 *Soṇadaṇḍa-s.*

主人公の名：ソーナダダ婆羅門

主人公の住んでいた村：アンガ国のチャンパー

その村の特性：マガダ王セーニヤ・ビンビサーラより授けられた浄施の拝領地

釈尊の若さ：沙門ゴータマはまだ若い遊行者

500人の婆羅門が止めるためにいう主人公が供養されているとされる人物：マガダ王セーニヤ・ビンビサーラ、ポッカラサーディ婆羅門

主人公が婆羅門たちを説得するためにいう釈尊が供養されているとされる人物：マガダ王ビンビサーラ、コーサラ王パセーナディ、ポッカラサーディ婆羅門

『長阿含』022「種徳経」

主人公の名：種徳婆羅門

主人公の住んでいた村：鸯伽国の瞻婆

その村の特性：波斯匿王から封じられた梵分地

釈尊の若さ：—

500人の婆羅門が止めるためにいう主人公が供養されているとされる人物：波斯匿王、瓶沙王

主人公が説得するためにいう釈尊が供養されているとされる人物：波斯匿王、瓶沙王、沸伽羅婆羅婆羅門、梵婆羅門、多利遮婆羅門、鋸齒婆羅門、首迦摩納都耶子

DN.005 *Kūṭadanta-s.*

主人公の名：クータダント婆羅門

主人公の住んでいた村：マガダ国のカーヌマタ

その村の特性：マガダ王セーニヤ・ビンビサーラより授けられた浄施の拝領地

釈尊の若さ：沙門ゴータマはまだ若い遊行者

500人の婆羅門が止めるためにいう主人公が供養されているとされる人物：マガダ王セーニヤ・ビンビサーラ、ポッカラサーディ婆羅門

主人公が説得するためにいう釈尊が供養されているとされる人物：マガダ王ビンビサーラ、コーサラ王パセーナディ (Pasenadi)、ポッカラサーディ婆羅門

『長阿含』023「究羅檀頭經」

主人公の名：究羅檀頭婆羅門

主人公の住んでいた村：俱薩羅国の佉菟婆堤

その村の特性：波斯匿から封じられた梵分地

釈尊の若さ：－

500 人の婆羅門が止めるためにいう主人公が供養されているとされる人物：波斯匿王、瓶沙王の供養

主人公が説得するためにいう釈尊が供養されているとされる人物：波斯匿王、瓶沙王、沸伽羅婆羅婆羅門、梵婆羅門、多利遮婆羅門、種徳婆羅門、首迦摩納都耶子

MN.095 *Caṅkī-s.*

主人公の名：チャンキー婆羅門

主人公の住んでいた村：コーサラ国のオーパサーダ

その村の特性：コーサラ王波斯匿からの拝領地

釈尊の若さ：－

500 人の婆羅門が止めるためにいう主人公が供養されているとされる人物：コーサラ王波斯匿、ポッカラサーディ婆羅門

主人公が説得するためにいう釈尊が供養されているとされる人物：マガダ王ビンビサーラ、コーサラ王パセーナディ、ポッカラサーディ婆羅門

このようにパーリでいえばこれら 3 つの経の状況は酷似している。なお先にもふれたことであるが、釈尊の若さに言及するものは DN.004 と DN.005 のみであって、この対応漢訳⁽⁴⁾や MN.095⁽⁵⁾にはない。しかしこれらも釈尊が年少にして出家したことについては言及しているから、その時には釈尊はまだ若かったことが推測される。

(1) 究羅檀頭經 vol. I p.127

(2) 大正 01 p.096 下

(3) 商伽經 vol. II p.164

(4) 大正 01 p.95 中、p.98 上

(5) vol. II p.166

[2-3] ところでこれら経の主人公であるソーナダダ婆羅門とクータダダ婆羅門、チャンキー婆羅門は、釈尊と会うために 500 人の婆羅門たちを釈尊が、「マガダ王ビンビサーラないしはコーサラ王パセーナディ、そしてポッカラサーディ婆羅門とその子や妻子等が共に帰依し、彼らに尊敬されている」として説得するのであるが、このポッカラサーディ婆羅門はここで問題としている DN.004 = 『長阿含』022 と DN.005 = 『長阿含』023 に先行する DN.003 *Ambaṭṭha-s.*⁽¹⁾ = 『長阿含』020「阿摩昼經」⁽²⁾にも登場する。この経はポッカラサーディ婆羅門が主人公であって、ここではこの婆羅門が釈尊の教えに信順して優婆塞になったとされているから、この経は先の 2 経や MN.095 よりは時期的に早いということになる。先の諸経ではポッカラサーディ婆羅門はすでに優婆塞になっているからである。

またこの経ではポッカラサーディ婆羅門はコーサラ国のイッチャーナンカラ

(*Ichchānaṅkala* 伊車能伽羅) (3) という婆羅門村に住んでいたとされているから、もしこの情報を信じるとするなら、釈尊は祇園精舎の寄進を受けた時はじめてコーサラ国を訪問したのであるから、ポッカラサーディ婆羅門が優婆塞になったのはその時かそれ以降のことではない。われわれは最初の舎衛城訪問を釈尊 38 歳＝成道 14 年のことと考えているのでその年ないしはそれよりも後ということになり、そして今問題にしている *DN.004*＝『長阿含』022 の説時はこれよりももっと後ということになる。

なお先に上げたいいくつかの経の説時という意味では、これらの経には阿難が登場しないことも注意されてよいであろう。阿難が侍者になる前のことであつたかもしれないことを示唆するわけである。もしそうならこれらは釈尊 54 歳＝成道 20 年以前ということになる。

ところでここではビンビサーラ王とともに波斯匿王も熱心な仏教信者であるように記されている。われわれは波斯匿王が熱心な釈尊の教えの信者になったのは、マッリカー (*Mallikā*) を後室に迎え入れた以降であつて、それは釈尊 72 歳＝成道 38 年のころであつたであろうと推測している。もしこれを重要な情報として採用するならば、まさしくこれらの経の説時は釈尊の晩年に属するということになる。

しかしながらこれらの経は釈尊の若年の時で、阿難が侍者になる前のことであつたとすると、この情報とは矛盾する。したがってビンビサーラ王、波斯匿王がともに帰信していたとする表現は単なる修辭的な定型句として扱っておいてよいであろう。

とするならポッカラサーディ婆羅門が帰信していたという記述もビンビサーラ王や波斯匿王と同じレベルで修辭的に用いられているのかも知れない。しかしポッカラサーディ婆羅門が原始聖典に登場する頻度はそれほど多くなく、われわれの持っているデータでは上記の経を含めて 15 点 (4) のみである。しかも先に紹介した *DN.* や『長阿含』の諸経は互いに関連しあっているから、ポッカラサーディ婆羅門はリアリティーのある人物として登場しているのであつて、単なる修辭として使われているのではないものと解した方がよいであろう。

(1) 阿摩昼經 vol. I p.087

(2) 大正 01 p.082 上

(3) 他の経では *Ichchānaṅkala* とされる。

(4) 本文中に取り上げた経のほかには次のようなものがある。*DN.013 Tevijja-s.* (三明經 vol. I p.235)、『長阿含』026「三明經」(大正 01 p.104 下)、*MN.098 Vāseṭṭha-s.* (婆私吒經 vol. II p.196)、*MN.099 Subha-s.* (須婆經 vol. II p.196)、『中阿含』152「鸚鵡經」(大正 01 p.666 下)、*Suttanipāta* 003-009 (p.115)、『根本有部律』「藥事」(大正 24 p.033 上)、『根本有部律』「雜事」(大正 24 p.378 中)。

[2-4] ところでこのソーナダダ婆羅門の帰信と関係がありそうな人物はソーナ・コーリヴィサである。ソーナ・コーリヴィサ (*Soṇa-Koḷivisa* 首楼那二十億。以下ソーナと略す) はチャンパー出身の比丘であつて、足から血を流すほど精進しすぎるので、釈尊がよい音が出る琴は弦がきつくもなく緩くもなく張られている時だと中道を教えられたその人である。このソーナが出家し、具足戒を受けたのも釈尊の教化活動の最初期に属すると考えられ、あるいはこの出家具足戒が、最初の釈尊のアンガ国訪問に関係しているかも知れないので、次にこれを検討してみたい。

これを伝えるのは律蔵の「皮革鞣度」である。彼にちなんで革の履をはくことが許されたからである。ちなみに「モノグラフ」の先号に掲載した【論文 25】「サンガと律蔵諸規定

の形成過程」の中で論じた「五衆白四羯磨具足戒法」が許されたのは、ソーナ・クティカンナ (Sona Kuṭṭikāṇṇa) を因縁として、辺地では2重の革履をはくことが許されたと同時にあって、この論文ではこれは釈尊 65 歳＝成道 31 年の後半期 (第 31 回目の雨安居後) のことであろうとしておいた。地方におけるこの特例は、今のソーナ・コーリヴィサの因縁によって革履をはくことが許されたという規定が定められた後のことであることはいうまでもない。したがってこのソーナ・コーリヴィサのエピソードは釈尊 65 歳＝成道 31 年の後半期 (第 31 回目の雨安居後) 以前のことでなければならないことになる。

このエピソードについてパ・漢の律蔵は次のようにいう。

『パーリ律』「皮革韃度」(Vinaya vol. I p.179) : 世尊は王舎城の耆闍崛山に住しておられた。マガダ国のビンビサーラ王は8万の村を統治し、王として君臨していた (asītiyā gāmasahassesu issarādhīpaccam rajjam kāreti)。そのときチャンパーにはソーナ・コーリヴィサという長者子 (Soṇa nāma Kōlivisa setṭhiputta) がおり、足が柔らかく足裏に毛が生えていた。

時にビンビサーラ王は8万の村の長 (gāmika) を招集すると同時に、ある所用によって (kenacid karaṇīyena) ソーナも来るように命じた。父母は「王はお前の足を見ることを欲しておられるのだ。王の方に足を伸ばしてはならない、結跏趺坐しなさい、そうすれば王は足を見ることができるだろう」と注意した。

ビンビサーラ王はソーナの足裏を見、8万の村長を現法の義 (diṭṭhadhammika attha) によって教誡したあと、「世尊のところで後世の義 (sāmparāyika attha) を教誡してもらえ」と命じた。そこで彼らは耆闍崛山に行った。そのときサーガタが世尊の侍者 (bhagavato upatthāka) で、彼は村長らをその場に待たせると、神通力によってその場に没して世尊の前に現れ、指示を受けるとまた神通力でその場に没し、村長らの前に現れた。そして世尊の指示に従って僧院 (vihāra) の後ろに設けた座に彼らを案内した。村長らは神通力を示したサーガタのみを尊重して世尊を尊重しなかった。そこで世尊はサーガタにもう一度神通力を示せと命じられた。彼は虚空に上がって経行したり、坐したり、煙や炎を出したりした。その後彼は世尊の足を頭面で礼拝し、「世尊は私の師で、私は弟子です (satthā me bhante bhagavā, sāvako 'ham asmi)」と言った。村長らは世尊のみを尊崇した (bhagavantam yeva samannāharanti)。世尊が施論・戒論・生天論を説いてから四諦を説かれると、彼らは預流果を得て優婆塞となった (三宝帰依はない)。

ソーナは在家にいては梵行を行ずることができないと出家の決心をし、村長らが去って久しからざる時に (acirapakkantesu) 再び世尊のところにやって来て、世尊のもとにおいて出家し、具足戒を得た (bhagavato santike pabbajjam, alattha upasampadam)。

ソーナは尸陀林 (Sītavana) に住み修行に励んだ。しかしあまりに精進が過ぎて、経行すると足が破れて経行処が血に濡れた。しかしそれでも解脱することができなかったので、還俗して在家生活をしようと考えた。世尊はこれを知られて彼の僧院を訪ねられ、「琴 (vīṇā) の譬喩」を説かれた。彼は久しからずして阿羅漢果を得た。そしてこれを縁として比丘らが1重の履を履くことを許された。

『四分律』「皮革捷度」(大正 22 p.843 中)：世尊は王舎城におられた。そのとき瞻婆城に字を守籠那という長者子があり、父母のただ1子でちやほや育てられたので未だ地を踏んで歩いたことがなく足裏に毛が生えていた。このことを聞いた摩竭国王はこれを見たいと、瞻婆城主と諸長者およびその子らを王舎城に呼び寄せた。そして守籠那の足を見て喜んだ王は、「汝にはすでに現世の利益を与えた、耆闍崛山の世尊を訪ねて後世の利益を受けよ」と命じた。

そのとき長老婆竭陀が世尊の身の回りの世話をしていたので、彼らは婆竭陀のところに行った。彼は用件を聞くとしばらく待てと神通力によってその場に没した。そして世尊の命のとおり屋蔭に座を設けるとその場に忽然と現れた。瞻婆城主らは弟子にしてこのようであるから、いかにいわんや世尊をやと考えた。世尊は彼らを布施・持戒・生天の法によって教化し、彼らは法眼淨を得て仏法僧に帰依する優婆塞となった。

しかし守籠那は在家のままでは清淨行を修すことができないと取って返して、世尊に出家することを願った。世尊は「父母が許しているのか」と問われ、そうでないことを知ると、「父母が許さなければ出家をさせることはできない」と制止された。

守籠那は瞻婆城に帰って父母に出家を願ったが父母は許さなかった。そこで飲まず食わずの抵抗をして許しを勝ち得た。彼は王舎城に戻ると耆闍崛山に行き、世尊は彼に出家を許して大戒を与えた。

彼は温水河辺の尸陀林に住して、経行すれば経行処が血にまみれるほど精進したが、無漏解脱を得ることができなかった。そこで還俗して在家生活を楽しもうと考えた。これを知った世尊は彼のところに行き、「琴の譬喩」を説いて平等に精進することを説いた。これによって彼は阿羅漢道を得た。またこれを因縁として世尊は比丘らに1重の革屣をつけることを許された。

『五分律』「皮革法」(大正 22 p.145 上)：世尊は王舎城におられた。そのとき瓶沙王の摩竭・鶯伽の二国には4万2千の聚落があり、それらの諸々の豪傑で仏法僧を信じない者はなかったが、瞻婆城中の首楼那二十億のみは信じていなかった。そこで瓶沙王はどうにかしてこれを信じさせたいものだと考えて、瞻婆城中の60家の豪傑に王子の婚を見よと命じて呼び出した。そして二十億を瞻婆城の最大居士とし、「汝には現世の利益を与えた。耆闍崛山の世尊に会って後世の利益を求めよ」と命じた。

耆闍崛山の盤石上には長老婆竭陀がおり、彼に来訪の趣を伝え、彼は神通力でそこに没して世尊のところに行き、盤石上に座を設けよとの命を受けて、そこに踊出した。豪傑等はその大神力に感心して世尊を侮った。そこで世尊は婆竭陀に仏を煽ぐよう命じ、また神通力を示させた。それが終ると婆竭陀は仏を稽首礼足して、「仏は我が大師であり、私は弟子である」と言った。そこで豪傑等は仏を尊敬した。仏は四諦を説いて彼らに法眼淨を得させ、彼らは三帰五戒を受けた。

しかし二十億は出家して具足戒を受けることを望んだ。世尊は「父母が許しているのか」と問われ、それを得ていないことを知られると出家させることを止めた。瞻婆城に帰った二十億は懇請して父母の許しをとり、仏所に戻って善来比丘具足戒で比丘となった。

彼は尸陀林において厳しい修行をし、経行しては足から血を流したにもかかわらず、苦源を尽すことができなかった。そこで還俗して在家生活をしようかと考えた。これを知られた世尊は「琴の譬喩」を説かれ、これによって彼は阿羅漢を得た。世尊はこの因縁によって比丘らに1重の革屣を著けることを許された。

『僧祇律』「明雜跋渠法」(革屣法) (大正 22 p.481 上) : 世尊は王舎城の尸陀林におられた。そのとき耆旧 (Jivaka) 童子は世尊が身不和であると聞いて、世尊に下藥を飲むことを勧め、藥を青蓮華に薫じて三度嗅いでもらった。世尊は十八行下されたが悦しまなかった。そこで阿難が大目連に「瞻波国の怨奴二十億子が毎日 500 味を煮るので、それを随病食として食べていただこう」と提案した。大目連は神通力で瞻波国に行って神通力でこれを送り、これを世尊に食べていただいた。

瓶沙王は世尊に会いに来てこの食事の香りを聞き、これは何の香りですか、と尋ねた。世尊は怨奴二十億童子家の食料であることと、彼には足下に金色の毛が生えていることを話した。そこで王はそれを見たいと二十億子と呼び寄せた。このとき二十億子は露地におられる世尊を見て、踏んだことのない地面を踏んで世尊に近づいた。世尊は彼に随順説法して法眼淨を得させた。王は二十億子の出家の願いを聞き届け、使いを遣わして父母の許可も得た。そこで世尊は彼に具足戒を与えた。

二十億子は出家すると尸陀林に住して経行して倦むところがなかった。しかし足が破れて経行処が血で汚れた。仏はそれを聞いて、それでは道を得ることができないであろうと話された。それを聞いた二十億子は、「還俗して、仏および比丘僧を供養しよう」と考えた。これを知られた世尊は彼のところに行き「琴の譬喩」を説かれた。

「増一線經」に広説するが如しである。そして比丘らに1重の革屣を履くことを許された。

『十誦律』「皮革法」(大正 23 p.183 上) : 世尊は王舎城瞻蔔国に住しておられた。中に長者の子で二十億と字する沙門があり、彼は裸足で歩いて足から血を流し、経行処を汚した。仏は阿難とこの処に至り、このことを知って「今より1重の経行革屣を著するを許す」と定められた。

『根本有部律』「皮革事」(大正 23 p.1055 下) : 俱胝耳童子という者があり、身体が柔らかく足下に金色の毛があった。六衆苾芻は「生酥を満たした瓶のようだ」とはやし立てた。そこで童子は阿難陀のところに行き、「どのように一向に三摩地を修したらよいでしょうか」と尋ねた。阿難陀は経行がよいだろうと答えた。この指示にしたがって童子は経行したが、あまりに励みすぎて金の毛は消え、足がすり切れて血が流れた。それを縁に世尊は「1重の革屣を履くことを許す」と定められた。

[2-5] 以上から次のようなことが判る。

- (1) 『僧祇律』は次節に掲げる【研究ノート 2】のジーヴァカの生涯を検討する時にふれる「ジーヴァカの第6の治療」に関連させてこの記事を書いたので、すでに阿難が侍者になっていることになっており、また『十誦律』や『根本有部律』はこの記事を書き加えずに革屣を許されたことだけを記すのでここにも阿難が登場する。しかしソーナの帰信に至るエピソードを詳しく記す『パーリ律』『四分律』『五分律』は阿難以前の侍者とされるサーガタ⁽¹⁾が重要な役割で登場するから、ソーナが初めて釈尊に会っ

たのは阿難が侍者になる前のことであると考えてよいであろう。

- (2) 『五分律』のみは「そのとき瓶沙王の摩竭・鶯伽の二国には4万2千の聚落があった。それらの諸々の豪傑で仏法僧を信じない者はなかったが、瞻婆城中の首楼那二十億のみは信じていなかった」として、アンガの人々もすでに釈尊の教えに信服していたとしているが、『パーリ律』や『四分律』とともに『五分律』も、アンガの人々ははじめ釈尊よりも神通力を示したサーガタの方を尊敬したとしているから、これはまだアンガには釈尊のことが十分には知られていなかったことを物語るわけである。だから王は釈尊のところに教えを受けに行くようにと指示したのであろう。しかし前項に紹介したソーナダダ資料では、アンガの人々は釈尊のことを噂としてよく知っていたように描かれているから、このソーナの出家受具足戒はソーナダダの帰信よりも前であったと考えてよいであろう。おそらくこのエピソードのようなことがあったために、釈尊のことがアンガ国の人々に広く知られるようになったのではなかろうか。
- (3) 『パーリ律』ではソーナは初めて釈尊に会ったその場で具足戒を得たように記しているが、しかし『四分律』や『五分律』は出家するには父母の許可が必要であるからとして、一度故郷に帰って許可を得、再び王舎城に戻って釈尊のもとで出家具足戒を得たとされている。『僧祇律』はまったく別のエピソードであるが、「王は二十億子の出家の願いを聞き届け、使いを遣わして父母の許可も得た」としている。『パーリ律』は「去って久しからざる時に」という文章によって詳細を省略したとも解釈できるから、この文章の背後に上記のような事柄が隠されているのかも知れない。詳細はともかく、これは出家するためには両親の許可を得なければならないという規定が作られた**釈尊48歳＝成道14年の前半期（雨安居前）以降⁽²⁾**ということになるであろう。

以上からソーナが出家具足戒を受けたのは釈尊48歳＝成道14年の雨安居前以降ということになるが、しかしソーナダダの帰信よりも前のことであったのであるから、釈尊の教化活動の最初期のことであったと考えることができる。釈尊48歳＝成道14年は釈尊が初めて舎衛城を訪れて祇園精舎の寄進を受けた年であり、おそらくその後しばらくのあいだは舎衛城やその周辺を教化するためにコーサラ国を離れることはできなかったであろうから、そこでわれわれはこの後に釈尊が王舎城において雨安居を過ぎたのは**釈尊50歳＝成道16年目**であると考えている。したがってソーナ・コーリヴィサが出家して具足戒を受けたのはこの**雨安居明け**のことであったとしてよいであろう。ソーナはこれよりも前に父母の許可を得るため王舎城とチャンパーの間を往復をしなけりなかつたのであるから、初めてソーナが釈尊に会ったのは雨安居前ということになる。

(1) 「モノグラフ」第11号(2006年10月)に掲載した【論文12】「阿難以前の侍者伝承と雨安居伝承」(岩井昌悟)のp.133以下参照。

(2) 「モノグラフ」第18号(2013年11月)に掲載した【論文25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」の第【6】節「受具足戒資格審査項目(遮・難)の制定」p.167参照。

[2-6] なお釈尊がソーナに説かれた「琴の譬喩」と、これによって彼が阿羅漢果を得たことは「経」資料にも説かれている。参考のためにこれもあげておく。

『中阿含』123「沙門二十億経」(大正01 p.611下): 世尊は舎衛城・祇樹給孤独園に

おられた。そのとき沙門二十億（守籠那）は闇林（安陀林 Andhavana）で夜も眠らずに修行に励んでいたが、「心解脱を得られない。一層のこと父母は裕福だから戒を捨てて還俗し、むしろ布施の福業に励もうか」と考えた。世尊は他心智でこれを知られ、一人の比丘に命じて彼を呼び寄せられ、「琴の譬喩」を説かれた。彼はこの教えを受持して精進し、阿羅漢果を得るに至った。

『雑阿含』254（大正 02 p.062 中）：世尊は王舎城の迦蘭陀竹園におられた。そのとき二十億耳（守籠那）は耆闍崛山において常に精進しても煩惱を断ずることができなかった。そこで還俗して五欲を楽しもうと考えた。これを知った世尊は彼を呼び寄せ、「琴の譬喩」を以て教誡された。彼はこれによって阿羅漢果を得ることができた。

AN.006-006-055 (vol.III p.374)：世尊は王舎城の靈鷲山におられた。そのときソーナ (Sona) が王舎城の寒林 (Sitavana) にいて、精進したにもかかわらず未だ解脱できないでいた。そこで還俗して在家生活を楽しもうかと考えた。それを知られた世尊は守籠那のもとを訪れ、「琴の譬喩」を以て平等精進すべきことを教誡された。彼はこれによって阿羅漢果を得ることができた。

『増一阿含』023-003（大正 02 p.612 上）：世尊は占波国雷声池側に居られた。そのとき二十億耳（守籠那）は頭陀十二法行を捨てずに昼夜修行に励んでいたが、経行中に足を痛めて血を流し、「世尊は苦行精進の弟子のなかで、私を第一とされたが、心解脱を得られずにいる。我が家には財物があるので、還俗して布施に励もうか」という思いを抱いた。これを知られた世尊は彼のもとに現れて、「琴の譬喩」をもって精進のあり方を説かれた。これによって彼は後に阿羅漢となった。ときに世尊は比丘らに「我が声聞中で、第一の弟子にして精勤苦行するものは二十億耳である」と告げられた。

Theragāthā vs.632~644 (p.065)：（ソーナ・コーリヴィサの詩）かつて私はアンガ王の領土において位高い奉仕者であった (yāhu raṭṭhe samukkaṭṭho rañño Angassa paddhagu)。極度の精進をした時、私は「琴の譬喩」(vīṇopama) を説いて下さり、心はよく解脱した。

Apadāna 03-39-386 (p.298)：（ソーナ・コーリヴィサのアパダーナ）この世に最後の生をうけて私はチャンパーの最上の長者の一子となって生まれ、出家して無家となり阿羅漢位に達した。

このようにソーナは出家して比丘となり、厳しい修行をした。厳しい修行の一環として当然ながら経行することもあり、もともと足裏の柔らかかったソーナのことであるから、そこで皮膚を破って血が流れたのであろう。それにもかかわらず彼は解脱を得ることができなかった。そこで還俗しようと考えたとされている。それを知られて釈尊は「琴の譬喩」を説かれたのであった。これは具足戒を得てからそれなりの時間を経過していることを示すであろう。

律蔵の「皮革鞣度」では、出家具足戒の流れをそのまま引き継いで記述するから、もちろん阿羅漢果を得た場所も王舎城であるが、「経」資料ではその場所を舎衛城、チャンパーなどとするものもあって必ずしも一定しない。ソーナが修行に励んだにもかかわらず悟りを得ることができず、還俗することさえ考えたというところからみると、この場所の違いには、ソーナが具足戒を得てから解脱を得るまでにそれなりの時間を経過したことが反映されてい

ると考えてよいかも知れない。『十誦律』と『根本有部律』にはその場面に阿難が登場するから、あるいは阿難が侍者になって以降であったかも知れない。もしそうだとするとソーナが阿羅漢果を得たのは**釈尊54歳＝成道20年以降**ということになる。ソーナの出家・具足戒は釈尊50歳＝成道16年のことであったとしたから、少なくとも彼は4年の間修行に励んだにもかかわらず阿羅漢果を得ることができなかったということになる。

[2-7] 以上のようにソーナ・コーリヴィサが出家具足戒を得た年次を釈尊50歳＝成道16年目の雨安居明けのことであったとすると、それでは釈尊が初めてアンガを訪れたのは何年になるのであろうか。先述したように、ソーナの出家・具足戒は第1回目のアンガ訪問の際のソーナダンダ婆羅門の帰信よりも前のことであった。おそらくソーナダンダはアンガの村長たちがピンビサーラに招集されて王舎城に行った時に釈尊に会ったことや、ソーナ・コーリヴィサが出家して具足戒を受けたことなどを通じて、釈尊のことをよく知っていたのであろう。『四分律』「皮革毬度」はピンビサーラがアンガの有力者たちを呼び寄せたのは「瞻婆城主と諸長者およびその子ら」としているから、この瞻婆城主が王から与えられた拝領地の主であるソーナダンダであるとする、その中にソーナダンダも含まれていたことになる。そのような因縁があって、釈尊が初めてアンガを訪れたときに他の婆羅門たちの反対を振り切って、釈尊に会いに行ったのかもしれない。といっても先に検討したように、それはまだ釈尊が若い時であり、ここには阿難も登場しなかったから、ソーナが出家・具足戒を受けた年からそれほど隔たっていなかったのではなかろうか。[5]において考察するように、この時には釈尊はヴェーサーリーからアンガに来られたと考えられるから、そうとするとこの前年の雨安居はヴェーサーリーで過ごされたものと考えられる。われわれは釈尊51歳の成道後第17回目の雨安居はヴェーサーリーで過ごされたと考えているので、**釈尊の最初のアンガ国訪問はその翌年の釈尊52歳＝成道18年目の雨安居を過ごすため**であったとしておきたい。これにはソーナ・コーリヴィサの家族や村長たちからの招きがあったことを想像してよいであろう。

なおチャンパーの仏在処は「ガッガラーの蓮池のほとり」とされるのみで、ここに僧院が建てられていたことを示す資料はほとんどない⁽¹⁾。しかし初めて舎衛城を訪問される条件として、釈尊は雨安居を過ごすための僧院があることを上げられたとされるから⁽²⁾、ソーナが具足戒を受けてから釈尊が初めてアンガを訪問されるまでの約2年の間に、そこに僧院が建設されたのではあるまいか。これには地元の村長・長者たちの資金提供があったのであろうし、あるいは統治の実質上の支配者であったピンビサーラ王の後援があったかもしれない。

(1) 『根本有部律』「菓事」(大正24 p.005上)に、「そのとき世尊は瞻婆城の掲伽池の岸の精舎」に住されたとするもののみである。

(2) 「コーサラ国波斯匿王と仏教―その仏教帰信年を中心に―」参照。

[3] 次にチャンパーのガッガラー池のほとりで15日満月の布薩を過ごされた時の年次を検討する。

[3-1] この資料には以下のようなものがある。対応する資料はもちろんであるが、趣旨を同じくするものを括って示す。

釈尊が布薩の説戒を執行されなかったとするもの

『中阿含』037「瞻波経」(大正01 p.478中) ⁽¹⁾ : 世尊は瞻波に遊行され掲伽池の辺りに住された。その日は月の15日で、世尊は從解脱(波羅提木叉)を説くために比丘らの前に坐して、禪定に入り他心智で比丘らの心を観察された。初夜に一人の比丘が世尊に「從解脱を説かれるように」と願い出たが、世尊は黙然と坐されていた。中夜に願い出ても説かれず、さらに後夜に願い出たとき、世尊は「比丘らの中に、不浄の者がいる」と告げられた。このとき比丘サンガのなかに目連もいて、目連は世尊がどの比丘を指しているのかを禪定に入って観察し、その比丘を追い出した。世尊は「不浄の者が如来に從解脱を説かせれば、彼の頭は破れて七分する。それ故に目連が從解脱を説くように」と告げられた後、大海の喩えを以て8種の未曾有法を説かれた。

『中阿含』122「瞻波経」(大正01 p.610下) : 世尊は瞻波に遊行され掲伽池の辺りに住された。その日は月の15日で、世尊は從解脱を説くために比丘らの前に坐して、禪定に入り他心智で比丘らの心を観察された。初夜に一人の比丘が世尊に「從解脱を説かれるように」と願い出たが、世尊は黙然と坐されていた。中夜に願い出ても説かれず、さらに後夜に願い出たとき、世尊は「比丘らの中に、すでに不浄を得た者がいる」と告げられた。このとき比丘サンガのなかに目連もいて、目連は世尊がどの比丘を指しているのかを神通力で観察し、その比丘を追い出した。世尊は「不浄の者が如来に從解脱を説かせれば、彼の頭は破れて七分する。それ故に目連が從解脱を説くように」と告げられた後、「清浄は清浄と共に常に和合すべし。和合は安穩を得、是の如くして苦辺を得る」という偈を唱えられた。

『四分律』「説戒捷度」(大正22 p.824上) : 世尊は瞻婆国伽伽河の側におられた。15日の布薩の日に、世尊は初夜・中夜・後夜を過ぎ、阿難が請うても戒を説かれなかった。そこで目連が観察して、衆中に不浄人がいることを知り、彼を門外に牽きだして戒を説かれることを請うた。そうすべきではない。今後「自言治」⁽²⁾をなすべし。また今後比丘たちが自分で「羯磨説戒」をなすべし。これが仏の最後の説戒であるとして八奇特法を説かれた。

『五分律』「遮布薩法」(大正22 p.180下) : 世尊は瞻婆国の恒水の辺りに居られた。その日は15日の布薩で、世尊は比丘らに圍繞されて露地に坐し、彼らを観察して黙然とされていた。初夜をすぎたとき阿難が世尊に説戒を願い出たが、世尊は黙然とされたままであった。さらに中夜を過ぎても、世尊は阿難の願い出に黙然とされたままであった。後夜に再び阿難が世尊に説戒を願い出ると、世尊は「サンガが清浄でないときには如来は説戒しない」と告げられた。目連は「このサンガに、誰か清浄でない者がいるのだ」と考え、サンガを観察して不浄の比丘を門外に連れ出した。そこで世尊は目連に「愚人が自らの罪を知らずに肘を捉まれ追い出されるとは」と語られた。阿難が世尊に「すでにサンガは清浄となりました」と説戒を願い出ると、世尊は阿難に「今より汝らは自ら共に説戒せよ」と告げられた後、大海の八未曾有法に喩えて法・律における八未曾有法を説かれた。

『十誦律』「遮法」(大正23 p.239中) : 世尊は瞻波国に居られた。その日は15日の布薩で、世尊は比丘らの前で坐し、彼らの心を観察された後、初夜に黙然として入定

された。ときに一人の比丘が「初夜を過ぎたので、波羅提木叉を説いて下さい」と願い出たが世尊は黙然とされていた。中夜を過ぎても世尊は黙然とされたままであった。後夜を過ぎたとき、比丘らの要請に対して、世尊は「我が集会は不浄である」と告げられた。これを聞いた目連が不浄の比丘を集会から連れ出し、門を閉めた後、世尊に「波羅提木叉を説かれるように」と願い出た。世尊は目連に「かの痴人は仏や僧を悩めますが故に大重罪を得る。もし不浄のサンガで波羅提木叉を説けば、不浄の人は頭が破れて七分する。今より汝ら自ら波羅提木叉を説くべし」と告げられた後、大海に喩えて法と律に関する教えを説かれた。

『四分律』「滅諍捷度」(大正 22 p.914 下) : そのとき世尊は瞻婆城の伽渠池の辺りに居られた。ときに世尊は満月をむかえた 15 日の布薩の時、比丘らに圍繞されて露地に坐されていた。初夜を経過したので阿難が世尊に説戒を願い出たが、世尊は黙然とされていた。さらに中夜・後夜を過ぎて暁をむかえたので、阿難が世尊に説戒を願い出ると、世尊は「サンガの中に清浄でない者がいる」と告げて、説戒されなかった。これを聞いた目連はサンガを観察して、不浄の比丘を見つけて門外に連れ出した後、世尊に説戒を願い出た。世尊は目連に「そのようにしてはならない。彼に自ら罪を自白させた後で罪を与えよ。自ら罪を自白していないのに罪を与えてはならない」と戒めて自言治滅罪を制せられた。

以上はすべて、釈尊がチャンパーのガッガラー池のほとりで 15 日満月の布薩を過ごされた時を舞台としていることは明らかである。

舍利弗に説法をさせる (舍利弗が質問するものも含む)

DN.034 *Dasuttara-s.* (十上経 vol.III p.272) : あるとき世尊は 500 人の比丘たちと共に チャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに住された⁽³⁾。ときに舍利弗は比丘たちに一法から十法に至るまでの合計 550 法を説いた。

『長阿含』010「十上経」(大正 01 p.052 下) : 世尊は鴛伽国を 1,250 人の比丘らと共に遊行して、瞻婆城へ赴いて掲伽池の側に止宿された。15 日の満月の時、世尊は露地に坐し、説法されていたが背中痛みを感じ、舍利弗に命じて代りに説法させた。そこで舍利弗が比丘らに涅槃へと導く一法乃至十法 (合計 550 法) を順次に説いた。

AN.007-005-049 (vol.IV p.059) : あるとき世尊はチャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに住された。そのときチャンパーの多数の優婆塞たちが (Campeyyakā upāsakā) 舍利弗のもとへやって来て、「世尊の説法を聞きたい」と言った。そこで舍利弗は彼らに「布薩の日に訪れるように」と告げた。布薩の日に、彼らは舍利弗と共に世尊のもとを訪れた。このとき舍利弗は世尊に「どのような布施に大果や大功德がなく、どのような布施に大果や大功德があるのか」と質問した。世尊は布施のあり方について、古の仙人アッタカ (Aṭṭhaka)、ヴァーマカ (Vāmaka)、ヴァーマデーヴァ (Vāmadeva)、ヴェッサーミッタ (Vessāmitta)、ヤマタッグ (Yamataggi)、アンギーラサ (Aṅgīrasa)、バーラドヴァージャ (Bhāradvāja)、ヴァーセッタ (Vāseṭṭha)、カッサパ (Kassapa)、バグ (Bhagu) たちが行ったときの大供犠を例に出されるなどして七段に分けて説かれた。

以上のうち DN.034 は 15 日満月の時であったことを明示していないが、対応経の『長阿

含』010 が 15 日の満月の時とする。

ヴァンギーサが登場するもの

SN.008-011 (vol. I p.195) : 世尊はチャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに (Campāyaṃ Gaggarāya pokkharāṇiyā tīre) 500 人の比丘と 700 人の優婆塞と 700 人の優婆夷と幾千の神々と共に住された⁽⁴⁾。そのときヴァンギーサは世尊の許しを得て、世尊を讃嘆して、「あたかも雲なき天空に月が無垢なる太陽のように輝く。そのように、アンギーラサよ、大牟尼よ、あなたも名声によって一切世間を超えて輝く」と偈を誦した。

Theragāthā v.1252 (p.112) : 同上の偈

『雑阿含』1208 (大正 02 p.329 上) : 世尊は瞻婆国の揭伽池の側に住された。月の 15 日の布薩のとき、世尊が大衆の前に坐されていると、**婆耆舍**は「月の虚空に停まるに、明浄にして雲翳なく、光炎は明らかに暉曜して普く十方を照すが如く、如来もまた是の如く慧光世間を照し、功德の善き名称は周遍して十方を満たす」と、世尊の威徳を讃歎する偈を唱えた。

『別訳雑阿含』224 (大正 02 p.456 中) : 世尊は瞻婆国の竭闍池の岸に居られた。その日は月の 15 日の満月で、世尊が比丘らの前で説戒されていた。ときに月が出たころ、**婆耆舍**は仏より教化を受ける者は、譬えば蓮の花が敷き栄え、宿世の善根を開かせるようだと讃偈を唱えた。

以上のうち、SN.008-011 と *Theragāthā* v.1252 は 15 日満月の日であったことを明示しないが、対応経や「月が無垢なる太陽のように輝く」などという表現から、それが満月の日であったことが想像される。

なお上記のうち「釈尊が布薩の説戒を執行されなかったとするもの」のなかで、今後は比丘自身が説戒せよと定められたとする内容のものに相応する資料には次がある。これらは仏在処をチャンパーのガッガラー池畔としないので、ここには上げられていないわけであるから、資料名とともに仏在処を上げておく。

AN.008-002-020 (vol.IV p.204) : 舍衛城・東園鹿子母講堂

Udāna 005-005 (p.051) : 舍衛城・東園鹿子母講堂

『パーリ律』「遮説戒犍度」(*Vinaya* vol.II p.236) : 舍衛城・東園鹿子母講堂

『増一阿含』048-002 (大正 02 p.786 上) : 舍衛国・祇樹給孤独園

このようにこれらは同じ内容でありながら仏在処を異にする異伝承ということになり、パーリ系統の文献はそれを東園鹿子母講堂とするのであるが、これについては次項において検討する。

なお他のものについてはパ・漢相応してすべてチャンパーのガッガラー池畔とするから、これらには問題はないであろう。

(1) この経にも、次の『中阿含』122「瞻波経」にも、パーリの相応経はない。

(2) 「モノグラフ」第 16 号に掲載した【論文 20】「サンガにおける紛争の調停と犯罪裁判」を参照。

(3) 布薩の日としないが、対応する『長阿含』を勘案して布薩の日と理解した。

(4) これも布薩の日とはしないが、対応する漢訳を勘案して布薩と理解した。また偈文の中に「雲なき天空に月が無垢なる太陽のように輝く」とあり、これは満月を示すであろう。

[3-2] チャンパーで釈尊が15日の満月の日の布薩を過ごされたとする資料は上記の通りである。15日の満月の布薩は月に必ず1回はあるのであるから、上記がすべて同一時のことであるとはできないが、『十誦律』『遮法』がチャンパーとするのみであることを除くと釈尊の所在がすべてチャンパーのガッガラー池のそばであることも併せて考えると、經典の編集者は、釈尊が説戒をされなかったのと、舍利弗に「十上経」を説かせたのと、ヴァンギーサが詩を誦したのは、同一日を想定していたのではないかと考えられる。

それではこれがいつのことであったのかである。必ずしもたくさんのヒントが含まれているわけではないが、その最大のヒントは布薩の説戒を釈尊がなされずに仏弟子自らが行えと定められたとされるものが含まれることである。これは【研究ノート3】「詩人ヴァンギーサの生涯」の[7-3]においてもふれるように、「ブッダを上首とする比丘サンガ」の布薩羯磨の行い方の大きな変更であり、釈尊教団史上においては決して等閑に付してよい事柄ではない。しかしながら先にも指摘したように、これが定められた時の仏在処はチャンパーとするものだけではなく、舎衛城の東園鹿子母講堂とか祇樹給孤独園とするものなどがあって一定しない。これらは「ブッダを上首とする比丘サンガ」においては、ある一定期間のあいだは釈尊自身が布薩の時に自ら波羅提木叉を誦されていたということを示し、それがこの時に廃止されたのであるから、少なくとも釈尊の布教活動の最初期のことではなかったと想定してもよいであろう。しかしもし東園鹿子母講堂が舞台であったとするなら、【研究ノート7】「東園鹿子母講堂の建設年」に考察するように、それが寄進されたのは釈尊68歳＝成道34年の雨安居前であったと考えるのでかなり遅く、釈尊の晩年に属することになるが、この時まで釈尊が波羅提木叉を誦されていたとするのも不自然で、これでは遅すぎるであろう。

また『長阿含』010「十上経」では釈尊が背中の痛みを訴えられて舍利弗に説法を代るように命じられたとしている。DN.034 *Dasuttara-s.*にはそのような趣旨のことは記されていないが、世尊がおられるにかかわらず舍利弗が説法しているのであるから、そのような背景があったと推定することは許されるであろう。そしてもしそうならこれはあるいは釈尊の晩年の出来事であったかも知れない。しかし背痛は釈尊の持病のようなものであったようで^①、加齢による不調とはいえないのかも知れない。したがってこれによっても年齢の推定はできないが、少なくとも釈尊の若い時ではなかったと判断する材料にはなりうるであろう。

そうすると残るはヴァンギーサである。ヴァンギーサについては【研究ノート3】においてその生涯の概略を検討するが、結論を先取りして言えば、ヴァンギーサが「ブッダを上首とする比丘サンガ」の一員になって釈尊とともに行動していたのは、**釈尊59歳＝成道25年から釈尊64歳＝成道30年までの間**であると考えられる。そしてここに紹介した資料もその根拠とする資料中に含まれる。現時点では釈尊の59歳から64歳までの雨安居地で推定できていないのは59歳、62歳、63歳であるので、候補はこのいずれかということになるが、具体的な推定は第3回目の訪問年をも勘案して決定したい。

なお以下の資料は布薩には言及しないが、仏在処をチャンパーのガッガラー池のほとりとし、ヴァンギーサが登場する。これらも上記資料と同じ年としてよいであろう。

『雑阿含』1209 (大正02 p.329中) : あるとき世尊は瞻婆国の揭伽池の側に住された。

ときに**阿若憍陳如**は久しく阿練若の住処に住んでいて、世尊を拝謁するためにやって来た。このとき**婆耆舎**は世尊の許可を得て、「上座の阿若憍陳如は、仏法の財を護

持し、恭敬心を増上して、頭面に仏足を礼せり」という偈を唱えた。

『雑阿含』1210 (大正 02 p.329 中) : あるとき世尊は瞻婆国の揭伽池の側に住された。

ときに**舍利弗**は供養堂で比丘らに説法した。このとき**婆耆舍**は彼を讃歎して、「善能く法を略説し、衆をして広く開解せしむ。賢なる優婆提舍⁽²⁾ 大衆に於て宣暢す」という偈を唱えた。

ただし『雑阿含』1209 の対応経である SN.008-009⁽³⁾ の仏在処は王舎城の竹林園であり、『雑阿含』1210 の対応経である SN.008-006⁽⁴⁾ の仏在処は舎衛城の祇樹給孤独園である。望むらくはこの相違を調整したいところであるが、その術がないので、こういう場合は個々の経のいうところを信頼して、それぞれの経ごとに処理することにする。

- (1) 釈尊の背痛に言及する資料には次のようなものがある。『長阿含』002「遊行経」(大正 01 p.018 上、p.019 上、p.020 上)、*Mahāparinirvāṇasūtra* (p.264)、失訳「般泥洹経」(大正 01 p.183 下)、DN.033 *Saṅgīti-s.* (vol.III p.207)、『中阿含』088「求法経」(大正 01 p.569 下)、MN.053 *Sekha-s.* (vol. I p.353)、『中阿含』080「迦絺那経」(大正 01 p.551 下)、『雑阿含』1181 (大正 02 p.319 中)、『別訳雑阿含』095 (大正 02 p.407 中)、SN.035-202 (vol.IV p.182)、『雑阿含』1176 (大正 02 p.316 上)、『雑阿含』727 (大正 02 p.195 中)、AN.009-001-004 (vol.IV p.358)、『増一阿含』026-009 (大正 02 p.639 上)、『十誦律』「雑法」(大正 23 p.278 上)、『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.390 下)

(2) 「優婆提舍」は Upatissa の音写で舍利弗を指す。

(3) vol. I p.193

(4) vol. I p.189

[3-3] 以上の外にもチャンパーのガッガラー池のほとりを仏在処とする資料がある。チャンパーを舞台とするものはほとんどこのガッガラー池であり、その他の場所はほとんどない。

MN.051 *Kandaraka-s.* (vol. I p.339) : 世尊はチャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに (Campāyaṃ Gaggarāya pokkharāṇiyā tīre) 大比丘衆と共に座しておられた。そのとき**象御者の子ペッサ** (Pessa hatthārohaputta) と**遊行者のカンダラカ** (Kandaraka paribbājaka) の二人が世尊のもとに至った。遊行者カンダラカは比丘衆を観察して、「希有なるかな、ゴータマによってこの比丘衆が実に正しく導かれているのは」と褒め称え、過去の仏も未来の仏もそうなのかと質問した。以下四念処…

『雑阿含』309 (大正 02 p.088 下) : 世尊は瞻婆国の揭伽池の側に住された。そのとき**鹿紐** (Migajāla) が世尊のもとにやって来て、「第二住とは何か。また一一住とは何か」⁽¹⁾ と質問した。世尊は彼に「たとえ空閑処に一人で住しようとも、色乃至法に繫著して貪愛あれば第二住と名づく。たとえ高楼重閣にあらうとも、繫著せず貪愛なければ一一住者と名づく。何故なれば、諸仏如来は貪愛がすでに尽き、それを知る者を一一住者と名づけるからである」と説かれた。

『雑阿含』310 (大正 02 p.089 上) : 世尊は瞻婆国の揭伽池の側に住された。そのとき**鹿紐**が世尊のもとにやって来て、「教えを聞いて、一人離れて静かなところで解脱を得たい」と願い出た。世尊は彼に「眼乃至意にて色乃至法を見て繫著すれば苦集となり、繫著しなければ苦滅となる」と説かれた。彼はこの教えを聞いた後に阿羅漢を得

た。

『雜阿含』912 (大正 02 p.228 下) : 世尊は瞻婆国の揭伽池の側に住された。ときに**王頂**という**聚落主**が世尊のもとへやって来た。世尊は彼に楽と苦の二辺を分別して、貪欲・瞋恚・愚痴を離れた中道を説かれた。この教えを聞いた彼は法眼淨を得て、仏法僧の三宝に帰依して優婆塞となった。

『別訳雜阿含』127 (大正 02 p.421 下) : 世尊は瞻波国竭城祇池の岸におられた。そのとき**頂髮**という**聚落主** (Mañicūḷaka) が世尊のところに来て、衆生には二種類がある、1 は欲樂を貪る、他の 1 は苦行であるという。世尊は中道を説かれ、頂髮は優婆塞となった。

『雜阿含』1038 (大正 02 p.270 下) : 世尊は瞻婆国の竭伽池の側に住された。ときに**摩那提那**という**長者** ⁽²⁾ は病気が快復したので、**阿那律**のもとへ使者を派遣して食事に招待した。翌朝、阿那律が長者の家を訪れると長者は門に出迎えていた。彼が「病気の時、どのように苦痛を癒したのか」と尋ねると、長者は「四念処の教えを実践した」と答えた。このとき彼は長者に「汝は自ら阿那含果を記した」と告げた。この後、阿那律は食事の供養を受け、説法した後その場を立ち去った。

AN.008-001-010 (vol.IV p.168) : 世尊はチャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに住された。そのとき比丘たちが一人の比丘の罪を責めたので、その比丘は答えをそらして怒りと不満をあらわにした。そこで世尊は比丘たちに「その者を除去せよ」と命じて、罪を認めない者を麦畑に生える莠を取り去る喩え、収穫した穀物の空のもみを風で選別する喩え、井戸の樋を作るために斧の背で叩いて堅固な樹木を探す喩えで説かれた後、偈を唱えられた。

AN.010-009-081 (vol.V p.151) : 世尊はチャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに住された。そのとき**バーフナ比丘** (Bāhuna) が世尊のもとにやって来て、「どれだけの法を出離し、離繫し、解脱して、自在心によって住するのか」と質問した。世尊は「十法 (色、受、想、行、識、生、老、死、苦、煩惱) を出離し、離繫し、自由となって、自在な心で住する。譬えば青蓮華、紅蓮華、白蓮華が水中に生じ、水中で伸び、水中から出て立ち、水に汚されないように」と説かれた。

AN.010-009-082 (vol.V p.152) ⁽³⁾ : そのとき**阿難**は世尊のところに行った。世尊は阿難に十法 (有信、持戒、多聞、善語、善友、発勤、持念、知足、少欲、正見) の成就を説かれた。

AN.010-009-083 (vol.V p.154) ⁽⁴⁾ : そのとき**プンニヤ** (Puṇṇiya) は世尊に、如来はどんな因縁があつて説法したりされなかつたりするのかと質問した。十法を成就する時に説法するのだと説かれた。

AN.010-010-094 (vol.V p.189) : 世尊はチャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに住された。早朝、**ヴァッジャマーヒタ** (Vajjiyamāhita) **居士**がチャンパー城を出て世尊のもとを訪れる途中、外道遊行者の園 (aññatitthiya paribbājaka ārāma) に立ち寄った。外道遊行者たちは彼がチャンパー在住の世尊の在家の弟子であることを知っていて、彼に「沙門ゴータマは一切の苦行を非難し、一切の苦行者、難渋生活者を一向に非難するというのは本当か」と質問した。彼は「世尊は分別論者であつて、一向論者

ではない」と反論し、彼らをやり込めて黙らせた。この後、彼は世尊のもとを訪れて外道遊行者とのやり取りを報告した。世尊は彼を是認して、「私は一切の苦行、受持、精勤、捨離、解脱を肯定も否定もしない。それらを実践して不善法が減じ、善法が増長するならば、それらを実践するようと言うのである」と説かれた。彼が立ち去って間もなく、世尊は比丘たちに「かの居士のように、外道遊行者に対して法によって非難すべきである」と告げられた。

AN.010-010-095 (vol.V p.193) (5) : **遊行者ウッティヤ (Uttiya paribbājaka)** が世尊に世間は常住なりや世間は無常なりや等と質問した。世尊はいずれでもない、私はただ涅槃を現証せんがために説くと答えられた。さらにウッティヤの問いに対して世尊は沈黙されたが、その時**阿難**が彼のために譬喩を説いた。

『根本有部律』「薬事」(大正 24 p.005 上) : 世尊は瞻波城の揭伽池の岸の精舎に住された。その池には**瞻筭耶**という**龍王**がいて、毎月 8 日、14 日に比丘のもとを訪れて八斎戒を受け、衆生を悩ませなかった。このとき飢饉で**六群比丘**が城内で乞食していると、長者の家から龍肉を煮る匂いがしたので、それを長者の妻に要求した。これを機に彼女が比丘らに龍肉を施したので、人々が多くの龍肉を求めた。ときに瞻筭耶の妻は自分の夫の身を案じて世尊のもとを訪れ、「比丘らが龍肉を食することを禁じて欲しい」と願い出た。世尊は比丘らに「龍肉を食してはならない。食すれば越法罪」と定められた。

『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.253 上) : 世尊は逝多林に住してから長く経たずに、衆生を教化するために諸徒衆と一緒に占波国に行って揭伽池の辺りに住した。そして**難陀**が五百人の比丘と一緒に世尊の所に詣でた。その時に、世尊は難陀に「入母胎経」を説いた。それによって難陀は法眼淨を得、阿羅漢果を獲得した。難陀比丘は、仏弟子の中で善護根門最爲第一と称された。

『根本有部律』「雑事」(大正 24 p.271 中) : 世尊は占波国の揭伽池の側におられた。そのとき**龍女**は信心深く、その子は信がなかった。仏は、もし龍が来たのであれば指を鳴らして見えない所に行けと言いなさい。もしそのようにして去ればよいが、去らないのであれば、羊甲杖で緩やかにその頭をはさんで、筐輦中に入れて口を塞いで外に出しなさい。もし杖がないのであれば軟條等で頭を繋いで追い出しなさい。もしそれもないのであれば、杖に縄索を付けて頭を繋いで輦中に入れて追い出しなさい。

そのようにして草叢の中に放り投げたら、自ら瞋火を出して焼け死んでしまったので、草叢のなかに棄てるべからずとした。また路地に棄ててそのまま去ってしまったので、諸々の虫が龍をついばんでいた。よく観察してその龍が穴に隠れるのを見てから去るべしとされた。

以上の資料には年代を推定させる情報をほとんど含んでいない。それなりに行実の判る登場人物は阿那律、阿難、難陀のみであって、これらとて決定的な情報ではない。しかし阿難が侍者になって以降としてもよいかも知れない。そうすると、第 1 回目のアンガ訪問時とするのは早すぎることになるので、とりあえずは現在検討している第 2 回目の訪問時のものと解しておけば大過ないであろう。

(1) 「第二住」とは随伴住者、「一一住」とは単独住者のこと。なお相應経の SN.035-063

(vol.IV p.035) に「単独住者 (ekavihārī)」と「随伴住者 (sadutiya vihārī)」とある。なおこの経は「舎衛城因縁 (Sāvatthinidānaṃ)」とされており、仏在処はチャンパーではない。

- (2) 「摩那提那」は Mānadinna の音写で、相応経 SN.047-030 (vol. V p.178) には Mānadinna gahapati とある。なおこの経も「舎衛城因縁 (Sāvatthinidānaṃ)」とされており、仏在処はチャンパーではない。
- (3) 仏在処は記されていないが、前経との関連からガッガラー蓮池が仏在処であると判断した。
- (4) 同上
- (5) 同上

[4] 次にアンガ国への第3回目の訪問と考えられる律蔵の「チャンパー犍度」を説かれた年次を検討する。

[4-1] これを語る資料には以下のようなものがある。この時を舞台とすると考えられる経蔵資料も含めて紹介する。

『パーリ律』「瞻波犍度」(Vinaya vol. I p.312) : 世尊はチャンパーのガッガラーの蓮池のほとりに住された。そのときカーシ国に (Kāsīsu janapadesu) ヴァーサバという村 (Vāsabhagāma nāma) があって、その住処にカッサパゴッタという比丘 (Kassapagotta nāma bhikkhu) が執事 (tantibaddha) となり、客比丘が多からんことを願って忠実に務めに励んでいた。そのとき多くの客比丘たちがやって来たので、彼は心を込めて世話したので客比丘らは喜んだ。そして客比丘らはヴァーサバを住処として居ついてしまった (nivāsaṃ kappesum) 。

カッサパゴッタ比丘は、「この客比丘ら (āgantukā bhikkhū) は遠来の疲れも癒え、今は往来できる。他家のために (parakulesu) 生涯を務めることはつらい、もう面倒を見ることは止めよう」と考えて、世話を止めてしまった。そこで客比丘たちは集まってカッサパゴッタ比丘に、「あなたは罪を犯した。この罪を認めなさい (āpattiṃ tvam āvuso āpanno, passas' etaṃ āpattiṃ)」と言った。しかし彼は認めなかったので、客比丘らは罪を見ないことによって挙罪した (āpattiyaṃ adassane ukkhipiṃsu)。カッサパゴッタ比丘はこれが罪であるのか罪でないのか、挙せられたのか挙せられたのではないのか、如法なのか如法でないのか判らなかったので、「世尊にこの義を質問しよう」とチャンパーに行った。

世尊は常法の如くにカッサパゴッタ比丘に会われ、質問に対して、「あなたは無罪である。挙せられたことにならない、あなたを挙したのは非如法である。村に帰って住しなさい」と判定された。ときにかの客比丘たちにも後悔の念を生じ、彼らもチャンパーにやって来た。世尊は彼らを呵責された後、「清浄無罪なる比丘を挙してはならない。挙すれば悪作」と制せられ、彼らが自らの罪を罪として告白したので、その悔過を受けられた。

そのときチャンパーの比丘らは、非法別衆羯磨、非法和合羯磨など、さまざまな非如法の羯磨を行った。世尊はこれらの非如法の羯磨にはどのようなものがあるか、如法の羯磨はどのようなものであるかを詳しく説かれた。

『四分律』「瞻波犍度」(大正 22 p.885 上) : 世尊は瞻波城伽尸国婆娑婆聚落におられ

た。異住処には**旧比丘**があり、訪れる比丘らを手厚くもてなしていた。そのとき多数の比丘が伽尸国を遊行して婆娑婆聚落にやってきたので、旧住比丘は熱心にもてなした。しかし旧住比丘は、「いつまでももてなすことはできない。客比丘たちはすでに倦怠している。以前は知識がなくて飲食を得にくかったであろうが今は知識もある」と考えて、もてなすのを止めた。そこで客比丘たちはこれを恨んで旧住比丘を和合して挙した。挙げられた旧住比丘は自分が罪を犯したのか犯したのではないのか、この挙が如法なのか如法でないのか判らなかったので、瞻波に行って世尊に会ってこれを確認した。世尊は「あなたは無犯であり、非犯であり、挙は成立しない。婆娑婆聚落に還りなさい」と答えられた。

一方の客比丘たちも婆娑婆聚落より人間に遊行し、伽尸国に至って世尊に会い、このことを報告した。世尊は彼らを「どうして事無くして挙するのか」と呵責され、諸々の比丘たちに、非法羯磨・非法別衆羯磨・非法和合羯磨・法別衆羯磨などについて詳しく説かれた。

『五分律』「羯磨法」(大正 22 p.161 上)：世尊は瞻婆国の恒水 ⁽¹⁾ の辺に住された。そのとき王舎城から遠からざる 1 住処に**迦葉を姓とする 1 比丘**がいて摩摩帝 ⁽²⁾ となっていた。彼は客比丘があつたら手厚くもてなすことを心がけていた。ときに多数の知識比丘が彼の住処にやって来たので、彼は彼らを熱心にもてなした。そこで彼らは「迦葉比丘が自分たちを長く逗留させようとしているに違いない」と誤解して、ここで安居を過ごそうと共住した。しかし迦葉比丘は、「もう疲れも癒えたであろう。聚落の住処も知ったので飲食に困ることはないであろう」と考えてもてなしを止めた。客比丘たちはこれを恨んで「不見罪挙羯磨」をなした。迦葉比丘は自分に罪があるのかわからないのか、挙げられたことになるのかわからないのか、羯磨が成就したのかしないのかわからなかったので、これを確認しようと恒水のほとりにおられる世尊のところに行った。世尊は「あなたは罪を犯していない、住処に帰って意を安んじて住しなさい」と教えられた。

客比丘たちは迦葉比丘が還ってきたのを見て、自分たちが不善をなしたことに気づき、安居を終え、自恣を終えると、仏のところに行って悔過した。世尊は「事無くして羯磨をなしても羯磨は成就しない」と説かれた。

そのとき遥かに呵責羯磨などをなしたり、界外において呵責羯磨などをなしたり、1 比丘が 1 比丘のために羯磨をなしたり、余法余律をもって羯磨をなしたり、非法別衆羯磨などをなしたりする事件が起こった。そこで世尊は非法羯磨・別衆羯磨・似法別衆羯磨・似法和合羯磨・如法羯磨などを詳しく説かれた。

『十誦律』「瞻波法」(大正 23 p.218 上)：世尊は瞻波国におられた。そのとき**六群比丘**がさまざまな非法羯磨を行ったが、仏は呵責されたのみで未だ結戒されなかった。

世尊は瞻波国に居られた。そのとき阿葉摩伽国 ⁽³⁾ に王薩薄という聚落があつて、**共金**という比丘が摩摩帝、帝帝陀羅であつた。ときに**六群比丘**が伽尸国を遊行して瞻波国へ向う道中、王薩薄聚落に到着した。共金は彼らを歓迎し、聚落の人々に彼らを讃歎して回ったので、たくさんの施食があつた。ところが数日して供養されなくなると、六群比丘らは彼を呼び出して不見擯とした。そこで共金は瞻婆国に向かい、世

尊のもとを訪れて、「因なく縁なく自分は罪がないのに不見擯をされた」と訴えた。世尊は「あなたは憂えることはない」と説かれた。

これを知った六群比丘も瞻波国の世尊のもとにやって来た。世尊は彼らを呵責した後、比丘僧を集めて諸種の羯磨（非法羯磨、四衆羯磨、五衆羯磨、十衆羯磨、二十衆羯磨）を詳説された。

『中阿含』197「優婆離經」（大正 01 p.755 下）：世尊は瞻婆に出かけて揭伽池の岸に居られた。そのとき優波離が晡時の宴坐より出定して、世尊のもとにやって来て、法や律に適う羯磨作法について質問した。世尊は犯戒の比丘を治すべき十五法（①作異業説異業、②面前律=現前羯磨、③憶律=憶念毘尼、④不癡律=不癡毘尼、⑤自発露律=自言毘尼、⑥君律=覓罪相毘尼、⑦責数=呵責、⑧下置、⑨挙、⑩擯、⑪憶、⑫根本治=本日治、⑬驅出=別住、⑭不慢=摩那唾、⑮治=出罪）⁽⁴⁾を説き、その適用を誤らないよう諭された。

なお『四分律』は仏在処を「瞻婆城伽尸国婆娑婆聚落」とする。「婆娑婆聚落」はパーリの Vāsabhaḡāma に相当するであろう。パーリは Vāsabhaḡāma をカーシ国にあった (Kāśīsu janapadesu) とし、これは釈尊のおられたところではなく、旧比丘の住していたところである。『四分律』はこの旧比丘が住していたところを「異住所」とするのみであるが、客比丘は「伽尸国に在って人間を遊行して婆娑婆聚落」にやってきたとするから、やはり旧比丘は伽尸国の婆娑婆聚落にいたのであろう。そののち旧比丘は釈尊に訴えるために「瞻婆世尊所」に行ったとするから、世尊はチャンパーにおられたことになる。ところが旧比丘の後に客比丘も世尊に会いに行ったが、それは「從婆娑婆聚落人間遊行、至伽尸国往世尊所」としているから、世尊はカーシ国におられたことになる。そもそも「瞻婆城伽尸国」が奇妙であって、『四分律』は混乱しているといわざるをえないが、この章が「瞻波健度」と名づけられるのであるから、『パーリ律』のように世尊はチャンパーにおられ、旧比丘は伽尸国の婆娑婆聚落に住していたと解釈せざるをえないであろう。

- (1) 「恒水辺」とするが、他の多くの資料によって「ガッガラー池」と解釈してよいであろう。
- (2) 「摩摩帝」は中村『仏教語大辞典』（p.1280b）に Skt. vihārasvāmin に相当するかとして、寺主・知事と漢訳し、寺内における一切の法事・僧事を司る役とする。
- (3) 『国訳一切經』律部 06 の p.101 註 (2) では、『十誦律』「皮革法」（大正 23 p.178 上）に「阿湿摩伽阿槃提国有聚落。名王薩婆」とあって、阿槃提 (Avanti) の属領・阿湿摩伽 (Assaka) にある王薩薄聚落 (Vāsabhaḡāma) とあるので、阿葉摩伽国も Assaka と推定している。しかしカーシから遊行してチャンパーに行く途中とするのであるから、このような解釈はできない。

また「帝帝陀羅」は『国訳一切經』律部 06 の p.233 註 (18) によれば、tantidhara の音写と推定し、經法を保持していく人（聖典持者）とする。

- (4) 「十五法」については『パーリ律』「瞻波健度」(vol. I p.325) を参照されたい。

[4-2] 以上のように「チャンパー健度」⁽¹⁾は釈尊がチャンパーにおられた時に説かれたのであるが、その因縁となった客比丘を懇ろに接待したにもかかわらず挙罪羯磨にかけられた旧比丘の所在は区々であり一定しない。しかしここではそれを詮索する必要はないであろう。

「モノグラフ」第 16 号（2010 年 2 月）に掲載した【論文 20】「サンガにおける紛争の

調停と犯罪裁判」において考察したように、挙罪羯磨などの羯磨は、波羅提木叉の制度では、他人による告発が許される波羅夷罪や僧残罪とは違って、自ら告白することを原則として、他人からの告発が許されない波逸提以下の軽罪について、それが悪質あるいは常習的な場合の特例措置としての告発制度として制定されたものである。したがって挙罪羯磨などの羯磨の制定は、波羅提木叉に相当する刑法ないしは軽犯罪法の法体系の骨格が制定されていることを前提とする。「モノグラフ」の前号(第18号)に掲載した【論文25】「サンガと律蔵諸規定の形成過程」の第9章「ヴェーランジャー (Verāṇjā) での雨安居と波羅夷第1条の制定」に記したように、筆者は波羅夷罪第1条が制定されたのは釈尊57歳＝成道23年の雨安居前のことであると考えており、この基底をなす法体系もおそらくそれとほぼ同時に成立したであろうとも述べておいた。そしてこの「チャンパー犍度」はこれら挙罪羯磨の施行細則のようなものであるから、挙罪羯磨などが制定された以降のシチュエーションであるということになる。そこで『五分律』では「不見罪挙羯磨」を制定された後にこれが説かれる。

ところでわれわれは「挙罪羯磨」などの羯磨は釈尊65歳＝成道31年ころに制定されたと考えているから、「チャンパー犍度」が説かれたのはこれ以降のことということになる。しかしわれわれは世尊はこの年の雨安居を舎衛城において過ごされたと考えているから、ここでは一応**釈尊66歳＝成道32年の雨安居はアンガ国のチャンパーで過ごされ、この「チャンパー犍度」を説かれたのは、その雨安居明けのことであったと考えておく。**

(1) 念のために『パーリ律』の「チャンパー犍度」の内容を掲げておく。これをみれば「チャンパー犍度」は挙罪羯磨などの羯磨が整備された以降のものであることが判る。

- 1、迦葉姓比丘に関する因縁
- 2、迦葉姓比丘、罪を見ざるにより挙罪される
- 3、世尊に訴える
- 4、非罪なりとの判定
- 5、挙罪した比丘ら世尊に会う
- 6、無事無因なるに挙する者は悪作
- 7、世尊懺悔を受ける
- 8、さまざまな挙
- 9、四種の羯磨
- 10、さまざまな過失ある羯磨
- 11、六種の羯磨
- 12、非法羯磨
- 13、別衆羯磨とは
- 14、和合羯磨とは
- 15、似法別衆羯磨とは
- 16、似法和合羯磨とは
- 17、如法和合羯磨とは
- 18、五種の僧伽(4比丘サンガ、5比丘サンガ、10比丘サンガ、20比丘サンガ、過20比丘サンガ)
- 19、僧伽メンバーの有資格者
- 20、別住に関する羯磨の有資格者
- 21、呵責をなす権利のない者
- 22、呵責をなす権利のある者

- 23、駆出されるにふさわしい人
- 24、解羯磨されるにふさわしい人
- 25、非法羯磨
- 26、如法羯磨
- 27、非法羯磨のさまざまなケース (1)
- 28、如法羯磨のさまざまなケース (1)
- 29、非法羯磨のさまざまなケース (2)
- 30、如法羯磨のさまざまなケース (2)
- 31、非法羯磨のさまざまなケース (3)
- 32、非法の苦切羯磨
- 33、非法の依止羯磨
- 34、非法の駆出羯磨
- 35、非法の罪を見ざるによる挙罪羯磨
- 36、非法の罪を懺悔せざるによる挙罪羯磨
- 37、非法の悪見を捨てざるによる挙罪羯磨
- 38、非法の苦切羯磨の解
- 39、非法の依止羯磨の解
- 40、如法説者

[5] アンガ国に関連しては、アンガと同じく仏教中国の東辺にあり、マガダのビンビサーラ王の支配下にあったと考えられる修摩（蘇摩）国のバディヤ市ならびにアングッタラーパ国のアーパナ市への釈尊の訪問年も考察しておかなければならない。

バディヤ市にはその一族郎党すべてに、穀物や食物や金銀が自然にわき出てくるといふ神通力があるというメンダカ (Meṇḍaka 漢訳では旻荼、文荼、民大と表記されている) という居士が住んでいた。

またアーパナ (Āpaṇa) という市場町 (nigama) にはケーニヤという螺髻梵志 (Kenīya jaṭila 漢訳では鬬那、雞泥耶、雞尼耶、翅寧と表記されている。おそらく支尼耶もそうであろう) が住んでいて、釈尊と 1,250 人もの比丘たちを食事に招待して、その準備に忙しく立ち働いていたためにセーラ (Sela) 婆羅門が、「嫁取り (āvāha) があるのか、嫁入り (vivāha) があるのか、大きな祭祀 (mahāyañña) を行うのか、ビンビサーラ王を軍隊と一緒に招待しているのか」と尋ねたというエピソードがよく知られる。

[5-1] ここではいつもの順序ではなく、バディヤとアーパナが同時に記されている「律蔵」の「栴檀度」を先に紹介し、経蔵の紹介はその後とする。

『パーリ律』「栴檀度」(Vinaya vol. I p.240) : バディヤ市 (Bhaddiya-nagara) にメンダカ居士 (Meṇḍaka gahapati) が住していた。彼と妻子ならびにその郎党たちには自然に穀倉が満ちたり、一度満たした釜と器はたくさんの奴僕が食べてもなくなることがなかったり、袋にお金を満たすとたくさんの奴僕に 6 ヶ月ごとの給金を与えてもなくならなかったりするという神通威力があった。これを聞いたマガダ王セーニヤ・ビンビサーラ (Seniya Bimbisāra) は、一人の庶務大臣に命じてその事実を確認するために自分の領土に派遣した。メンダカ居士はその庶務大臣と四部兵を迎え、妻子や奴僕などの神通威力を示したので、庶務大臣は王舎城に戻って、ビンビサーラ

王に報告した。

そのとき世尊は随意の間ヴェーサーリーに住された後、1,250 人の大比丘サンガと共にバッドィヤ市へと遊行され、ジャーティヤー林 (Jāṭiyāvana) に住された。世尊の名声を聞いていたメンダカ居士はこれを知って世尊に会いに行ったが、途中でたぐさんの外道に会った。彼らは行くなと留めたが、彼らがねたむのであるから世尊は本物の正等覚者であろうと考えた。世尊は彼に法を説かれ、彼は三宝に帰依する優婆塞となって世尊に翌日の食事を招待した。食事の後彼は、仏を上首とする比丘サンガに常恒食 (dhuvabhatta) ⁽¹⁾ を供養したいと申し入れた。

世尊は随意の間バッドィヤに住された後、メンダカ居士に告げずにアングッタラーパ (Anguttarāpa) を目指して遊行された。これを知った居士は塩や油や米などを車に載せ、1,250 人の牧牛者と 1,250 頭の牛を準備して世尊の後を追った。途中の荒野 (kantāra) で追いつき、絞り立ての乳を供養したが比丘たちは受けなかった。世尊は「食してもよい」と許可された。このとき居士は世尊に「道には荒野があって、行路の食糧 (pātheyya) なくしては行けない。行路の食糧を許可して欲しい」と願い出た。そこで世尊は比丘らに「五乳 (乳、酪、生酥、熟酥、醍醐) を許す。また荒野では行路の食糧なくしては行けないので行路の食糧を許す。また給仕者 (kappiyakāraka) の手によって必要なものをまかなう金銭を受けることを許す。ただし金銭を直接に受けてはならない」と制せられた。

それから世尊は順次に遊行してアーパナ (Āpaṇa) に到着された。これを聞いた結髮行者のケーニヤ (Keniya jaṭila) が、「かつての仙人のアッタカ婆羅門 (Atṭhaka)、ヴァーマカ婆羅門 (Vāmaka)、ヴァーマデーヴァ婆羅門 (Vāmadeva)、ヴェッサミッタ婆羅門 (Vessāmitta)、ヤマタッグ婆羅門 (Yama-taggi)、アンギラサ婆羅門 (Angirasa)、バーラドヴァージャ婆羅門 (Bhāradvāja)、ヴァーセッタ婆羅門 (Vāsetṭha)、カッサパ婆羅門 (Kassapa)、バグ婆羅門 (Bhagu) たちは非時食を断っていたが飲料は受用された。沙門ゴータマもきっとそうであろう」と考えて、飲料を携えて世尊のもとへやって来た。しかし比丘たちは受け取らなかったで、世尊は「受けて飲んでもよい」と許可された。このとき彼は世尊の教えを聞いた後、世尊と比丘たちを翌日の食事に招待した。世尊は「1,250 人の比丘たちがいて、しかもあなたは婆羅門を信仰する」と気づかわれたが、彼の 3 度にわたる願い出にそれを黙然として受けられた。彼が立ち去った後、世尊は比丘たちに「8 種の飲料、すなわち①菴羅果汁 (ambapāna)、②閻浮果汁 (jambupāna)、③チョーチャ果汁 (cocapāna)、④バナナ汁 (mocupāna)、⑤蜜汁 (madhupāna)、⑥葡萄果汁 (muddikāpāna)、⑦蓮根汁 (sālukapāna)、⑧パールサカ果汁 (phārusakapāna) を飲んでもよい」などと定められた。翌朝、世尊は比丘たちと共にケーニヤの草庵 (assama) へ行き、手厚く供養された。

世尊は随意の間アーパナに住された後、1,250 人の比丘たちと共にクシナーラー (Kusinārā) へと遊行された。これを聞いたクシナーラーに住むマッラ族の人たちが「世尊を迎えない者には 500 金の罰金を科す」と約束し合った。世尊がクシナーラーに到着されるとマッラ族の人々は世尊を出迎えた。このとき阿難の友人のロージャ

(Roja) も出迎え、阿難のところへやって来た。阿難が「世尊を迎えるとは大変結構である」と告げると、彼は「三宝を敬うからではない。罰金を払いたくなかったからだ」と応じた。そこで阿難は世尊に願い出て、彼を教化してもらうことにした。世尊が彼に教えを説かれると彼は信を生じ、「ただ私からだけ衣や飲食などを受けて欲しい」と願ったが、世尊は「そなたからも、また他の者からも受ける」と答えられた。

クシナーラーでは相次いで食事の供養が行われた。このとき順番に当たらなかったロージャは食卓にのぼらないものを調べ、阿難に相談して野菜 (ḍāka) と堅餅 (piṭṭhakhādanīya) を布施した。ところが比丘たちは受けなかった。世尊は「すべての野菜と堅餅を食べてもよい」と許可された。

世尊は随意の間クシナーラーに住された後、1,250 人の比丘たちと共にアートゥマー (Ātumā) に遊行された。そこではもと剃頭師であった老年出家者の親子がかみそりを持って家々を回り、食料を得ていた。世尊は「不相応なるものを受けてはならない」と定められた。

随意の間アートゥマーに住されたのち世尊は舎衛城に遊行された。舎衛城は果実や嚼食が豊かであった。世尊は果実や嚼食を許された。

『四分律』「葉健度」(大正 22 p.872 中)：世尊は 1,250 人の比丘らと共に毘舍離より人間を遊行して蘇弥に至り、そこより跋提城に至ってそこに住された。この城には不蘭迦葉の弟子であった旻荼という大富豪の居士がいて、彼やその妻子、一族郎党には倉に入れば自然に穀があふれ、8 斗の米で食を作れば四部の兵や四方からやって来る乞者に与えてもまだ尽きず、袋の中には金が満ちて尽きることがないなどの大威力があった。

ときに彼は世尊が到着されたのを聞いて会いたくなり、不蘭迦葉に相談したが、「瞿曇こそがあなたを訪問すべきである」と反対した。しかし彼は決意して世尊のもとを訪れた。世尊は彼に「過去世に波羅奈で多迦羅尸棄 (Tagarasikkhi) という辟支仏に供養した功德により、あなた方の今の福力がある」などと教えられた。これを聞いた彼は仏法僧の三宝に帰依して優婆塞となり、城内で世尊と比丘らを 7 日間にわたって食事に招待した。

ときに世尊は 7 日間の食事の供養を受け終えて、曠野へと向われた。旻荼居士は人を遣わして 1,250 匹の牛、飲食の道具を載せた象を同道させ、世尊の一行を供養した。このとき子牛がいたので、比丘たちは牛の乳を飲まなかった。そこで世尊は比丘らに「五種の牛乳 (乳・酪・生酥・熟酥・醍醐) を飲んでもよい」と定められた。ときに曠野を越えても飲食が残っていた。世尊は「道路糧を受けてもよい」と許可された。

そのとき世尊は阿牟多羅国の人間を遊行して阿摩那城に至り、翅竜編髮婆羅門の園に住された。これを聞いた彼は世尊のもとを訪れ、世尊の教えを聞いて翌日の食事に招待した。世尊は「比丘僧は多いし、あなたは外道を信じている」と気づかわれたが、再三の願いを受けられると、婆羅門はさっそく家に帰り親属に告げて食事の準備に取りかかった。そのとき城内には彼の恭敬する施盧 (セーラ) という婆羅門が住んでいて、500 人の婆羅門を引き連れてやって来た。施盧は彼から世尊の評判を聞いて、古昔より無欲仙人の飲む 8 種の漿 (梨漿、閻浮漿、酸棗漿、甘蔗漿、薤菜漿、舎楼伽

漿、婆楼師漿、蒲桃漿)を持参して、世尊の居られる青林へと向った。施盧は世尊の教えを聞いて、8種の漿を比丘僧伽に布施したが比丘らは受けなかった。そこで世尊は「8種の漿を飲んでよい。酔わなければ非時に飲んでよい」と定められた。

この後、世尊は摩羅 (Malla) を経て波婆城 (Pāvā) へと遊行された。ときに人々は「世尊を迎えなければ、金1百両を科す」と約束を取り交した。末羅族の盧夷 (ロージャ) は在家当時の阿難の親友であったが、仏教を信じていなかった。阿難は彼が出迎えにきているのを見つけて、「よくぞ世尊を出迎えてくれた」と声をかけた。ところが彼は「仏教を信じるからではなく、罰金を払わなければならないからだ」と答えた。これを聞いた阿難は世尊に「彼を信仰へ導いて欲しい」と願い出た。そこで世尊が彼に教えを説かれると、彼は法眼淨を得て仏法僧の三宝に帰依して優婆塞となり、衣服や飲食などの布施を申し出た。しかし世尊は一人からの招待を受けず、城内の各家々を廻って集め、みんなで一カ所で食された。そこで盧夷は用意された食物の中に餅がないことに気づき、さっそくこれを用意して比丘らに与えようとしたが、比丘らは受けなかった。世尊は「前食に餅を受けてもよい」と許可された。

この後、世尊は波婆城から阿頭 (Ātumā) へと遊行された。ここにはもと剃髪師の比丘親子があり、人のために剃髪して粥を得、これを世尊に供養しようとした。「出家者は白衣のために剃髪してはならない」と定められた。

それから世尊は阿頭から迦摩羅に行かれた。比丘らは阿漏・弥那漏・比那漏・提婆檀豆檀盧乾漏・私羅漏などの根菜を得た。世尊はこれらを受けることを許された。また沙蔓那・摩訶沙蔓那・杏子人・兜兜漏・秦敵梨蓼などの尽形寿菜を得た。世尊はこれらを受けることを許された。

世尊は迦摩羅から迦維羅衛国に至られた。そこには畢陵伽婆蹉 (Pilindavaccha) がおり足を痛めていた。酥・油・脂を塗ることを許された。

『五分律』「食法」(大正22 p.150中): 仏は王舎城におられた。そのとき跋提城に文荼という長者がおり、その妻子郎党には倉には空中から穀が雨のように降り、器には食物が尽きることなく、袋には金が自然にいっぱいになるなどの大福德力があつた。瓶沙王はそれを聞いて彼のもとを訪れ、それが事実であることを確認した。

そのとき世尊は1,250人の比丘らと共に、人間を遊行して跋提城の罔林樹下に到着された。これを聞いた文荼長者が世尊を問訊礼拝しようとする、外道らが「あなたは人に勝れた福德があるのであるから、沙門に來させるべきである」と止めた。しかし長者は「沙門瞿曇は來て久しくなるのに自分のところにやって來ない。それは彼の道が勝れているからであろう」と考えて訪れ、世尊の教えを聞いて法眼淨を得、翌日の食事を招待した。世尊は比丘らと共に長者の家に赴き、食後、その家の者たちに教えを説かれると、彼らは悉く三歸五戒を受けて優婆塞となった。このとき長者は比丘らに無限施(無斉限施)を申し出たが、比丘らは「世尊が許可されてない」と受けなかった。世尊は「意に従って受けてもよい」と許可された。ときに比丘らが遠方へ出掛けようと、長者から旅費を提供してもらったが彼らはどのようにすべきかを知らず、世尊に告げると、世尊は「僧伽が受けて、僧伽に必要なものに換えてもよい」と許可された。

世尊が曠野へ遊行に出られると、かの長者は所々で食事を用意して供養した。あるとき象の蔭に席を用意した。世尊は「坐してもよい」と許可された。

世尊は北上して**闍那編髮外道**の住処へ赴かれた。これを聞いた闍那は「過去の諸仙は中後には食さないが、非時漿すなわち菴婆果漿、閻婆果漿、周陀果漿、波楼果漿、蒲桃果漿、俱羅果漿、甘蔗漿、蜜漿を飲んだ。沙門瞿曇も飲まれるに違いない」と考えて、500 人の弟子と共に世尊らの一行を迎えた。ところが比丘らは「世尊が許可されていない」と飲まなかった。そこで世尊は「飲んでもよい」と許可された。翌日、彼が仙人食（稗米、粟米、稗米、稊米、拘留米）を用意すると、世尊はこれも食することを許可された。

ときに世尊は**阿牟聚落**（アートゥマー）に赴かれた。そこには剃頭師の父子が出家していて、彼らは「世尊が来訪される」と聞き、「この地の居士らは三宝を敬わないので、人々を散髪してその代金で粥を準備しよう」と相談した。晨朝、世尊や比丘らを招待して粥を供養すると、世尊が「どのようにして粥を準備したのか」と尋ねられた。彼らが事情を説明すると、世尊は彼らを呵責して、「剃頭師が剃刀を蓄えてはならない。蓄えれば突吉羅」と定められた。

仏は次に**波旬**（パーヴァー）邑へ向われた。波旬の力士らは「迎えに出なかったら金銭 500 の罰を与える」と約束しあった。そして夏安居 4 月を過ごされることを願ひ出て、世尊はこれを受けられた。そのとき**阿難**の白衣時代の親友であった**盧夷**（ロージャ）という者があり、阿難を訪ねてきた。阿難は喜んだが、彼は「仏を敬するからではない、罰金を払わなければならないからだ」といった。世尊は阿難の頼みに応じて盧夷に法を説かれ、彼は法眼淨を得て優婆塞となり、自分の招待を受けてほしいと願ひ出た。しかし世尊は夏 4 ヶ月中の請を受けて空きはない、と答えられた。そこで足りないものはないかと観察し、佉陀尼⁽²⁾がないことを知って、これを食時に比丘らに施した。しかし比丘らは許されていないと受けなかった。世尊は「受けてよい」と定められた。

『十誦律』「医薬法」（大正 23 p.190 下）：仏は**毘耶離国**におられた。そのとき**雞泥耶**（ケーニヤ）という仙人があり、世尊に木果を布施した。世尊は僧にも作すようにと言うと、諸比丘は残食法を受けていないと断わった。世尊は「飢饉には食し竟りて残食法を受けずして木果を食するを聴す、若しは胡・桃・栗・枇杷・更に是の如き種種の木果有れば是れを一切食すること聴す」と定められた。

『十誦律』「医薬法」（大正 23 p.191 上）：仏は**毘耶離**から**修摩国**に遊行された。修摩国に 2 城があり、1 つは婆提城（Bhaddiya）といいもう 1 つを蜜城といった。この婆提城には 6 人の大福德人があり、**民大**の家族であった。例えば民大には閻浮提の人々が金銀財宝を求めてくれば、坐ったままで彼らが求めるものを与えて尽きることがないという功德があり、その婦には閻浮提の人が食時にやって来れば、彼らのすべてを飽満させてなお尽きることがないなどという功德があった。

民大居士は外道の弟子で、彼に閻浮提中に自分より勝れた福德人はいないという憍慢心が生じた。そのとき諸々の外道らは、「沙門瞿曇が 1,250 人の比丘らと共に、蘇摩国土から跋提城へやって来る」と聞き、城内の人々に世尊や比丘らの悪口を言った。

民大居士は世尊の噂が偽りではなく真実であることを確認して、自らの橋慢心を取り去った。

ときに世尊は婆提城に到達されたが精舎がないので、城北にある勝葉林 (Jātiyāvana) に住された。これを聞いた民大居士は人々を引き連れて世尊のもとを訪れ、世尊の教えを聞いて仏法僧の三宝に帰依して優婆塞となった。このとき居士は夫人や子ども夫婦、使用人らも呼び寄せ、彼らも三宝に帰依して仏弟子となった。そして居士は世尊と比丘らを食事に招待した。

食事を終えると、世尊は跋提城より頻闍山⁽³⁾ へ向われた。民大居士は世尊のために500人を派遣し、500頭の乳牛、500台の車に米等の食糧を載せて随行させた。このとき世尊が無聚落で泊まられると、派遣された人々が乳を搾って粥を作り、比丘らに与えたが、彼らは「挙宿（その日に受けた食物を貯蔵し翌日に至ること）である」と言って受けなかった。世尊は「比丘には2種の請食がある。即日食と冷食である。即日に2つの請食を得た場合、自ら1つを受け、もう1つは人に与えるように」などと制せられた。

ときに世尊は漸々に遊行して頻闍山に到達された。この山中に優耽摩という夜叉がいて世尊に葡萄を布施した。世尊が「僧伽に分け与えるように」と告げられたので、夜叉は比丘らに与えたが、彼らは「世尊が許可されていない」と受けなかった。そこで世尊は「今日より葡萄を食してもよい」と許可された。葡萄が余ると、比丘らはどうすべきかを知らず、世尊に尋ねた。世尊は「葡萄を圧して、その汁を飲むように」と定められた。

このとき世尊には1,250人の比丘をはじめ、1,000人の優婆塞、500人の乞残人、500人の随行者など多数の人々がいたので、禅定に入ろうとして頻闍山より没して漫陀耆尼池の岸上に赴かれた。ここには雞尼耶（ケーニヤ）という結髮仙人がいたが、世尊の姿を見ても挨拶しなかった。世尊は池で足を洗われた後、樹下で結跏趺坐された。このとき小雨が降って微風が起き、地に花々が敷き詰められた。雞尼耶は「この現象は自分の力によるものであって、沙門瞿曇の力ではない」と思った。ところがその夜、世尊のもとに四大天王とその眷属らが集ってきたが、雞尼耶のもとには四青衣鬼神が集ってきて彼に味方した。これによって雞尼耶は自分の力が世尊の力に及ばないことを悟った。後夜に至って、四大天王とその眷属らが世尊のもとにやって来ると、世尊は聖語で四諦の教えを説かれると、二天は理解できたが、二天は理解できなかった。再び世尊は駄婆羅 (Draviḍa ドラヴィダ) 語、弥梨車 (Mleccha ムレッチャ) 語で説法された。

ときに世尊は漫陀耆尼池の岸上より遊行して阿摩那国へ向われた。ここは雞尼耶仙人のもとの住処であった。彼は古昔の仙人が受けた8種の漿（周梨漿、茂梨漿、拘楼漿、捨楼漿、説波多漿、頗留沙漿、梨漿、蒲萄漿）を携え、世尊のもとへやって来た。世尊が「比丘らに配分するように」と告げられたので、彼が比丘らに与えると、比丘らは「世尊が許可していない」と受けなかった。そこで世尊は「8種の漿を飲んでもよい」と許可された。

世尊は阿摩那国から随処に住して阿頭佉国 (アートゥマー) へ向われた。この国に

は父子の比丘がいても剃髪師であった。その父は「世尊が阿頭国に到着された」と聞いて、子どもに「この国には供養する者がいないので、城内で胡麻や粳豆などを求めてくるように」と命じた。彼がそれらを得て来ると、房舎に坐臥具を敷き、種々の粥、胡麻油粥、乳粥、豆粥、清粥を用意して、世尊や比丘らに供養した。ところが粥が多量であったので、残った粥を房舎内の敷地に捨てた。これを知られた世尊は比丘サンガを集め、父親の比丘を呵責された後、比丘らに「今日より五衆相教えて不祥事をなせば突吉羅。またもと工師がその当時の工具を蓄えれば罪を得る。しかしもと縫衣人が針筒を、もと能書人が筆筒を、あるいはもと銅作人が鑢を蓄えるのは不犯」と定められた。

世尊は阿頭佉国より波婆国 (Pāvā) へと遊行された。国の者たちは「世尊を迎えなければ 500 金銭を罰す」と約束しあった。なかに阿難の友人であった盧芝 (ロージャ) という者があり、阿難はこれを見つけて喜んだ。しかし彼は「仏を信じて迎えたのではない。約束があるからだ」というので、阿難は世尊のところに連れていった。世尊は彼のために説法され、彼は信従して餅を布施した。比丘らは受けなかったので、世尊は「餅を食うを許す」と定められた。

仏は波婆国から随処に住して舎衛国に至られた。比丘たちは乞食して甘美なる餚饈、乳、酪、酥、油、魚、肉、脯を得たが受けなかった。世尊は「四種の薬 (時薬、時分薬、七日薬、尽形薬) を服するを許す」と定められた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.463 中)：世尊は鶖求多羅国を遊行された。そのとき鷄尼耶という螺髻梵志が種々の粥を用意して、世尊と比丘らに布施した。比丘らは処々食は禁じられていると受けなかった。世尊は「書いて字をなさないような粥は処々食ではない。受けてよい」と定められた。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.464 上)：世尊は鶖求多羅国を遊行された。そのとき鷄尼耶という螺髻梵志が種々の漿を用意して、世尊と比丘らに布施した。比丘らが「壊漿を飲んではいけないという制戒を犯すのではないか」と受けなかった。世尊は「漿を飲んでもよい。漿とは 14 種漿 (庵羅漿、拘梨漿、安石榴漿、巖多漿、葡萄漿、波楼沙漿、楼楼籌漿、芭蕉果漿、罽伽提漿、劫頗羅漿、波籠渠漿、石蜜漿、呵梨陀漿、佉披梨漿) である。もし酒色、酒味、酒香に変化したならば飲んではいけない」などと、漿法を制定された。

『僧祇律』「雜誦跋渠法」(大正 22 p.477 上)：世尊は鶖求多羅国を遊行された。そのとき支尼耶という螺髻梵志が僧房と淨厨を造って世尊を食事に招待した。そこで世尊は優波離に、初夜を過ぎれば僧住处と食界が同一界となって内宿罪を犯すことになるので、「食厨を受けて、初夜を過ぎた不淨食を得てはいけない」と定められた。

MN.092 *Sela-s.* (施羅經 vol. II p.146)：世尊は 1,250 人の比丘たちと共にアングッタラーバを遊行してアーパナという町に赴かれた。これを聞いた結髮行者のケーニヤが世尊のもとにやって来て、翌日の食事に招待した。世尊は比丘の人数が多いし、あなたは婆羅門を信仰していると気づかれたが、たつての願いを受けられた。ときに彼が食事の準備をしていると、ちょうど彼の信奉するセーラ婆羅門が 300 人の青年婆羅門たちを連れて彼の庵 (assama) に現れ、それを見て「嫁取りがあるのか、嫁入

りがあるのか、それとも**マガダ王のセーニヤ・ビンビサーラ**を軍隊とともに招待しているのか」と尋ねた。それが世尊の招待であり、世尊はブッダであると聞いて、セーラ婆羅門は青年婆羅門たちと共に世尊の居られる青い林の一带 (nilavanarāji) を訪れた。そして世尊に三十二大人相があることを知って讃偈を唱えた。世尊が偈で応えて彼らに出家を勧められると、セーラ婆羅門は彼の集団と共に出家して具足戒を受けた。翌朝、世尊は比丘たちと共に結髪行者のケーニヤの庵へ向われ、食事を供養された。セーラは修行して阿羅漢果を得た。

Suttanipāta 003-007 (p.102) : 同上

AN.005-004-033 (vol.III p.036) : 世尊は**バッディヤのジャーティヤー林 (Jātiyāvana)**に住された。ときに**メンダカの孫のウッガハ (Uggaha Menḍakanattar)**が世尊のもとにやって来て、世尊と3人とを翌日の食事に招待した。翌日、世尊が彼の家に赴いて食事をされた後、彼が「私のこの童女 (kumāri) たちはそれぞれ夫の家に嫁ぐでしょう。世尊よ、彼女らを教誡してください」と願い出た。そこで世尊は嫁としての5つの務め (①夫のために早起きし後に寝るなど夫の欲することを行い、②夫の母や父を厚遇して沙門・婆羅門を供養し、③夫の家内業務を整え、④夫の家内人である奴僕、召使、傭人を世話し、⑤夫のもたらす財産を保管して損なわないようにすること) を説かれた後、「このように振る舞える婦人たちはマナーパと名づける群神 (可意衆天) が居るところに生まれる」という偈を唱えられた。

『増一阿含』049-006 (大正02 p.798上) : 世尊は500人の比丘らと共に、**羅闍城迦蘭陀竹園** (4) に住された。そのとき羅闍城中に**施羅**と**翅寧**という梵志がいて、**頻毘娑羅王**に敬愛され供養を受けていた。ときに翅寧は世尊の名声を聞き、世尊のもとを訪れて出姓について質問した。彼は教えを聞いて優婆塞となり、世尊を食事に招待した。彼が自宅で食事の準備をしていると、施羅が500人の弟子とともにやって来て、それを見て「嫁入りか、嫁取りか、それとも頻毘娑羅王を招待したのか」と質問した。それが仏を招待したものであることを知った彼は世尊のもとを訪れ、その三十二相八十種好を見て弟子と共に善来比丘となって出家した。世尊は1,000人の比丘らと共に、城中の翅寧のもとへ向われ、翅寧は仏弟子となった施羅を讃え、また懐妊した翅寧の婦人も優婆夷となった。そのとき世尊は仏教徒となることの功徳を讃嘆し、「苦の本を尽くして、長く八難を離去すべし」という偈を以て教誡された。

Apadāna 003-040-389 (p.316) : (**セーラ長老**のアパダーナ) 私はヴァーセッタ (Vāsetṭha) という婆羅門の子で、弟子たちと遊行しているとき螺髻梵志**ケーニヤ**が食事を準備しているのを見た。「嫁を取るのか、嫁ぐのか、それとも王を招待したのか」と問うと、「ブッダを招待したのだ」という。私はブッダという言葉聞いて喜びが生じ、仏を訪問した。三十二相を見て300人とともに出家し、涅槃に達した (5)。

- (1) 毎日コンスタントに供養される食事。
- (2) khādaniya の音写。噉食、硬食と意識される。噛まれるべき食べ物。『四分律』や『十誦律』は餅とし、『パーリ律』は野菜 (ḍāka) と堅餅 (piṭṭhakhādaniya) とする。
- (3) 「国訳一切経」律部06 p.148 では 'Vinjhā' と註をつけているが詳細は不明。
- (4) 仏在処は王舎城とされているが誤伝承であろう。ここではアーバナとして処理する。
- (5) B 文献も紹介しておく。

Buddhacarita 21-12 (『原始仏典』10 講談社 p.238) : 牟尼はアーパナ (Āpana) の町においてケーニャ (Kenya) (バラモン)、シェーラ (Śela) (バラモン) という苦行を行っていた2人を解脱に導かれた。

Buddhacarita (21-14、講談社 p.238) : 牟尼はプールナバドラのように富財をもち、よく生活し、よく布施する者、よき人の息子であるメンダカ (Menḍhaka) という名の人をバドラ (Bhadra) という村において正しくさとらせた。

『仏所行讃』(大正 04 p.040 中) : 大富多錢財如富那跋陀 即於如来前受化広行施 於彼跋提村化彼跋提梨 及与跋陀羅兄弟二鬼神

[5-2] 以上に紹介した資料のうち「薬耨度」の記事については、注意しなければならないことがある。この記事は、バッドィヤやアーパナを舞台とする前半部分と、一転してマッラ国のクシナーラーあるいはパーヴァーに舞台が転じる後半部分に分かれるということである。[1] に記したように、バッドィヤやアーパナはガンジス河をはさんでアンガ国の北にあった都市で、『パーリ律』『四分律』『十誦律』では釈尊はヴェーサーリーからここに行かれたことになっている。したがって「薬耨度」の記すところによれば、釈尊はヴェーサーリーから南東に向かって遊行され、ガンジス河を渡ってアンガに入る直前に、今度は反転して西北西に向かったということになり、いかにも不自然である。しかも前半部分の特にメンダカ長者のエピソードは、[2] ならびに [3] において考察したソーナダダ婆羅門やソーナ・コーリヴィサの帰信エピソードを彷彿とさせ、釈尊の教化活動の初期を連想させるのに、後半部分では重要な役割で阿難が登場し、一転して釈尊の教化活動の中期以降を連想させるのも不自然である。

言うまでもなく律蔵の「薬耨度」は食や薬に関する規則を集めたものであって、前項ではこれを注意して紹介しておいたので、それぞれの場所においてどのような規定が定められたのかを参照願いたい。したがってバッドィヤとアーパナの記述が終って、一転してマッラ国に反転するのはおそらく主題つながりであって、実際の釈尊の遊行経路そのままを表していないと理解すべきであろう。時間的には必ずしも連続していないということになる。

ところでメンダカ長者のエピソードはソーナダダ婆羅門やソーナ・コーリヴィサのエピソードを彷彿させると書いた。まずメンダカは、釈尊の評判を聞いていた彼らが釈尊に会いに行こうとする時、外道や他の婆羅門たちが「瞿曇こそあなたに会いに来るべきだ」と止めたというからこれはソーナダダのエピソードと酷似しており、またメンダカが不思議な福德をもっていて、これをビンピサーラ王が見たがったとするのは、足裏に毛が生えていてこれをビンピサーラ王が見たがったというソーナ・コーリヴィサを連想させる。またここにはバッドィヤもアーパナもビンピサーラ王の支配下にあったことが明示されており、アンガ国同様これらの町もおそらく釈尊の教化活動の初期において、釈尊の教えが受け入れられたであろうことが想像される。

以上のことを勘案するならば、釈尊のバッドィヤとアーパナ訪問は釈尊の最初のアンガ訪問に関連させて考えるべきであろう。**すなわち釈尊52歳＝成道18年**のことであって、このときには釈尊は王舎城からではなくヴェーサーリーから南東に向かって下り、バッドィヤとアーパナを経由してからガンジス河をわたり、チャンパーに入られたのである。したがっておそらくその前年の釈尊51歳＝成道17年の雨期はヴェーサーリーで過ごされたのであろう。

これに対して阿難が侍者になったのは釈尊が54歳＝成道20年の時で、クシナーラーやパーヴァーを舞台とする「栴健度」の後半部分には阿難が登場するから、これ以降のことということになり、地理的・時間的に前半部分と直接にはつながらないということになる。われわれはアンガ訪問の翌年の釈尊53歳＝成道19年の雨安居は舎衛城と考えているから、あるいはここに繋がるのかも知れないが、しかしこれは阿難が秘書室長に任命される前年のことであるから、この年ではないとしなければならない。したがってこの「栴健度」の後半部分の年代については今のところは不明として処理せざるをえない。

[5-3] 以上の外にバディヤやアーパナを仏在処とする資料がいくつか存する。

バディヤを仏在処とするものは下記のものである。

『パーリ律』「皮革健度」(Vinaya vol. I p.189) : そのとき世尊は随意の間パーラーナシーに住された後、次第に遊行してバディヤ (Bhaddiya) に至りジャーティヤーヴァナ (Jāṭiyāvana)に住された。このときバディヤの比丘たちが履物を茅草やムンジャ草や灯心草や毛織物などで作ったり、作らせたりして用いていた。これを知った少欲なる比丘たちが彼らを非難し、世尊に告げた。世尊は彼らを呵責して、比丘たちに「茅草等々の履物、あるいは金、銀、宝石などで飾った履物を用いてはならない」と定められた。

『四分律』「皮革健度」(大正22 p.847中) : 世尊は婆竭提国におられた。そのとき毘舍離の跋闍子比丘が金屣・銀屣・瑠璃屣を著けた。世尊はこれを畜えるべからずと説かれた。

『パーリ律』「皮革健度」(Vinaya vol. I p.190) : そのとき世尊は随意の間バディヤで住されたのち舎衛城に向って遊行に出て、祇樹給孤独園に住された。このとき六群比丘はアチラヴァティー河 (Aciravati nadi) を渡る雌牛の角や耳などを捉え、背に乗り、染心を以て生支に触れ、さらに雌の子牛を水に沈めて殺した。これを見た人々が「あたかも愛欲を受用する在家者のようだ」と非難した。これを聞いた比丘らが世尊に告げた。そこで世尊は彼らを呵責されたのち、比丘らに「雌牛の角や耳などを捉えたり、背に乗ったりする者は悪作に墮す。また染心を以て生支に触れる者は偷蘭遮に墮す。さらに雌の子牛を殺す者は法の如く処分されるべし」と定められた。ときに六群比丘が車で行った。これを見た人々が「あたかもガンガー河やマヒー河の祭のようだ」と非難した。これを聞いた比丘たちが世尊に告げた。そこで世尊は彼らを呵責された後、比丘たちに「車乗に乗りて行く者は悪作に墮す」と定められた。

『五分律』「僧残 010」(大正22 p.016下) : 世尊は弥那邑の阿菟林におられた。そのとき世尊は阿那律、阿難、難提、調達、婆婆、金鞞盧らを出家させ、ここは迦維羅衛から遠くないので留難があるかもしれないと、跋提羅城に行つて網林樹下に住して、「眼と色は無常である。眼識・眼触・眼触の因縁にて生ずるものも無常である。乃至意と法は無常である。意識・意触・意触の因縁にて生ずるものも無常である。これを観じて厭離心を生じ、解脱智を得べし」と説かれた。このとき6人は阿羅漢を得、阿難は侍っていて漏尽せず、提婆達多は得るところがなかった。ところで阿羅漢となつた跋提が樹下で経行しながら、「快きかな」と呟いた。これを聞いた比丘が「世俗の樂を思い起して、梵行を楽しんでいない」と思い、世尊に告げた。世尊が跋提を呼び

寄せて理由を尋ねられると、彼は「在家にあった時には、城塞に囲まれ、兵に警護されていても、ちょっとした音にも敏感となっていたが、今は心穏やかで、憂いがない。そこで『快きかな』と呟いた」と答えた。すると世尊は比丘に「彼はすでに阿羅漢を得ているので、梵行を厭うことはあるまい」と告げ、「快きかな阿羅漢や、復た恩愛の縛なく、已に欲と恚と癡とを破し、復た諸の結網なし」という偈を唱えられた。

以上のうち『四分律』の「皮革鞣度」の婆竭提国がバディヤをいうものかどうかはわからない。しかし『パーリ律』の「皮革鞣度」に対応するとするならバディヤと解釈することも許されるであろう。

また『五分律』「僧残 010」の「弥那邑」はアヌピヤー (Anupiyā) であろう。阿那律や阿難あるいは提婆達多の出家を述べるのは提婆達多の破僧が主題とされる資料であって、これには『パーリ律』「破僧鞣度」⁽¹⁾、『四分律』「僧残 010」⁽²⁾、『根本有部律』「破僧事」⁽³⁾ などがあり、跋提 (Bhaddiya Kāligodhāya putta) が「快きかな」と呟いたとする資料は他に *Udāna 002-010* ⁽⁴⁾ があるが、その舞台はアヌピヤーであるからである。しかしこの『五分律』「僧残 010」では、釈尊が阿那律、阿難、難提、調達、婆婆、金鞞盧などに出家具足戒を授け、その後に跋提羅城に行かれたとするが、これは他の資料には相応しない。ただし『四分律』「僧残 010」は「世尊は諸釈子を度し終わって、彼らを占波国に詣らせしめた」⁽⁵⁾ としているが、これは釈尊は帯同していなかったという意味であろう。したがってこれをここに資料としてあげなかったのであるが、ある意味では『五分律』と共通する部分があるとすることができるかもしれない。

しかしながらし『五分律』や『四分律』が言うように、阿那律や阿難、提婆達多あるいは跋提などが出家具足戒を受けた後、彼らがアートゥマーからバディヤあるいはチャンパー方面に来たとするなら、それは彼らが出家具足戒を受けたその年ということになるであろう。それをわれわれは釈尊 47 歳＝成道 13 年のことであると考えており、もしそのとき釈尊も一緒にあったとするなら、この年にも釈尊はアンガ方面に来られたということになるが、すでに考察したように最初のアンガ訪問の釈尊 52 歳よりもかなり早いことになり、それは容認しがたい。したがって先の『五分律』のバディヤ訪問は誤情報であると考えざるをえない。あるいは「跋提羅城」と表記される地名はバディヤでないのかも知れない。また『四分律』もチャンパーのことは普通「瞻婆」⁽⁶⁾ とか「瞻波」⁽⁷⁾ と表記して「占波」とすることはなく、跋提羅城はこの部分の主人公であるともいえる跋提に引きずられたものであるかも知れない。ということでこれも他の場所のことであると考えておく。

アーパナを仏在処とするものには下記がある。

MN.054 *Potaliya-s.* (哺多利經 vol. I p.359) : 世尊はアングッタラーパのアーパナという町に住された。早朝、世尊は町で乞食して食後に昼住のため、ある叢林に赴いて一樹下に坐された。ときにポータリヤ居士 (Potaliya gahapati) が世尊のもとにやって来たので、世尊は「居士よ、ここに坐りなさい」と、再三にわたって促した。すると彼は「沙門ゴータマよ、私を‘居士’と呼ぶのは相応しくない。すでに子どもに家督を譲り、俗事を離れている」と答えた。そこで世尊は本当の意味の俗事の断絶に導く八法 (①不殺生、②不偷盜、③不妄語、④不兩舌、⑤不貪欲、⑥不毀恚、⑦不忿怒、⑧不過慢) と、欲についての 7 つの喩え (骨の喩、肉片の喩、松明の喩、炭火坑の喩、

夢の喩、借用物の喩、樹果の喩) を説かれた。この教えを聞いた居士は仏法僧の三宝に帰依して優婆塞となった。

MN.066 *Laṭukikopama-s.* (鵝喩経 vol. I p.447) : 世尊はアングッタラーパのアーパナという町に住された。早朝、世尊は町で乞食して、食後に昼住のため、ある叢林に赴いて一樹下に坐された。また尊者ウダーインも早朝アーパナで乞食して、食後に昼住のため、ある叢林へ入って一樹下に坐した。夕方、彼は独坐より出定して世尊のもとにやって来て、世尊に「以前は夕、朝、昼、非時に食事をしていたが、ある時以来、世尊は昼の非時食と夕の非時食を順次に禁じていかれた。実に世尊は私たちにとって善法の将来者である」と讃嘆した。そこで世尊は一切の縛を脱すべきことを鵝の喩、王象の喩、貧しき人の喩、裕福な居士の喩で説かれた後、縛と離縛に関する四種の人、五種の欲分、九次第定(四禪、四無色定、想受滅)について説かれた。

『中阿含』192「加楼烏陀夷経」(大正 01 p.740 下) : 世尊は鸯伽国中を大比丘衆と共に遊行され、阿毘那に至って鍵若精舎に住された。そのとき世尊は夜をすぎて平坦に町で乞食し、食を終ると林の一樹下で昼経行された。このとき烏陀夷も世尊の近くにおいて、晡時に世尊のもとへやって来た。そして彼は「世尊はかつて過中食、夜食、非時に行乞することを禁じられた。私たちは世尊を尊び、世尊は私たちを正しく導いて下さったので、その教えを遵守している」と告げた。世尊は彼に蠅の譬喩、象王の譬喩、貧窮人の譬喩、富樂居士の譬喩を以て、縛を断ずることを教示された後、五欲による楽と悪不善の法を離れ、四禪・四無色定を成就すべきであると説かれた。

『中阿含』081「念身経」(大正 01 p.554 下) : 世尊は鸯祇国中を大比丘衆と共に遊行され、阿毘那の鍵若精舎に住された。そのとき世尊は夜をすぎて平坦に町で乞食し、食を終ると林の一樹下で昼経行された。そのとき多くの比丘らが食後に講堂で念身について論議していた。これを天耳で聞かれた世尊は晡時に講堂に赴き、比丘らに十八念身ならびに念身による十八功德を説かれた。

SN.048-050 (vol. V p.225) : 世尊はアンガのアーパナと名づけるアンガ人たちのニガマに住された。このとき世尊は尊者舍利弗に五根(信根、精進根、念根、定根、慧根)について説かれた。

バディヤあるいはアーパナを仏在処とする資料には以上のようなものがある。前項において釈尊のバディヤとアーパナ訪問は釈尊の最初のアンガ訪問に関連させて考えるべきであって、これらもその時のこととしてよいであろう。それは釈尊 52 歳＝成道 18 年のことであったとしておいたから、前記のうちの『五分律』「僧残 010」は誤情報として除外して、それ以外の上記資料は釈尊の最初のアンガ国訪問の釈尊 52 歳＝成道 18 年のことであつたとしておきたい。

- (1) vol. II p.180
- (2) 大正 22 p.590 中
- (3) 大正 24 p.144 中
- (4) p.018
- (5) 大正 22 p.591 中
- (6) 大正 22 pp.824 上、843 中、914 下
- (7) 大正 22 p.885 上

〔6〕以上の考察の結果を、アンガ国仏教略史ふうにとまとめると次のようになる。

〔6-1〕アンガ国は十六大国の一つに数えられる大国で、ガンガー河中流域地方に相当する仏教中国からするとその東端にあった。その首都はチャンパーであり、釈尊当時のそこは、マガダ国の大王であったビンピサーラによってソーナダダ婆羅門に与えられた拝領地であった。チャンパーはガンガー河の南岸にあったが、その対岸にあたる北辺にはアングッタラーパと、さらに北に漢訳では蘇摩とよばれる小国があり、その中心地はそれぞれアーバナとバディヤであったが、これらの国もビンピサーラ王の支配下にあった。

ビンピサーラ王はいち早く釈尊の教えに信順して優婆塞になった。釈尊 44 歳＝成道第 10 年目の雨安居前のことであった。この時にはまだ釈尊教団は組織的にも整っておらず、教団施設も整備されていず、一般社会からもうさんくさい目で見られていたころであったから、釈尊教団にとってはビンピサーラ王の帰信はその後の大発展の礎になった。当時のヒンドゥスタン平原をコーサラ国と 2 分するような大国の 1 つの王の帰信を受けたということは、インド社会において釈尊の教えが公認されたというに等しく、これが釈尊の教えの信用に繋がったし、その外護のもとに教団施設も整って、釈尊教団は組織的なものに生まれ変わることができたからである。

したがってビンピサーラ王の影響下にあったアンガ国とその周辺地方は、仏教の歴史の中では比較的初期に釈尊の教えが伝わるという条件下にあったということがいえるであろう。

〔6-2〕アンガ国への釈尊の最初の訪問は、釈尊 52 歳＝成道第 18 年目のことであった。

釈尊は初転法輪のために成道直後にバーラーナシーに赴かれたそれ以降は、7 年の間ずっとガヤーの近辺で過ごされた。ウルヴェーラ・カッサパを始めとする三迦葉の教化に 1 年以上を必要としたし、それ以降は地方に布教に派遣された仏弟子たちが、出家希望者を連れて帰ってくるのを待ち、またこれら新参比丘たちの教育に当たらなければならなかったからである。もちろんこの間ずっと、今後の教団のあり方について思案熟慮を重ねられたことであろう。

そして成道 9 年目の雨安居が明けたころ、三帰依を唱えることによって布教先において仏弟子たちが自分の弟子を取ることを許され、これによって行動の自由を得られた釈尊は王舎城に赴いてビンピサーラ王や王舎城の人々を教化された。そしてこの王舎城滞在の数年間の間に、十衆白四羯磨具足戒法やそれに必要な付帯法などの仏弟子たちのサンガの運営法を制定され、これによってそれらを統括する釈尊教団が確立された。この辺の詳細は「モノグラフ」の前号に掲載した【論文 25】「サンガと律蔵諸規定の成立過程」をご参照いただきたい。

コーサラ国の商人給孤独長者＝スダッタに舎衛城での雨安居の招待を受けたのはこのころであって、釈尊は舎衛城に精舎を建設することを条件にそれを承諾され、久しぶりにマガダ国を離れられたのは釈尊 47 歳＝成道 13 回目の雨安居を過ごされた後のことであった。釈尊はこの途次に出家以来はじめて故郷のカピラヴァットゥに帰られ、その足で舎衛城に行かれて、そこで祇園精舎を受けられ、成道 14 回目の雨安居を過ごされた。

2 年後に釈尊は再び王舎城に戻られたが、アンガ国に仏教が広まるきっかけになった琴の譬喩によって悟りを得ることができたとされるソーナ・コーリヴィサが釈尊に会ったのはそ

の時であった。釈尊 50 歳＝成道第 16 年の雨安居前のことである。アンガの有力者たちがビンビサーラ王からの招集を受けて王舎城に行き、その時彼らは王の命令で釈尊の教えを受けたが、ソーナはその 1 人であった。その時点ではアンガの人々は釈尊のことはあまりよく知らず、阿難が侍者になる前の侍者として釈尊に仕えていたサーガタの神変力に感心して、釈尊よりも彼を尊重したので、釈尊こそがそのサーガタの師匠であって、サーガタはその弟子に過ぎないことを示されて、やっとのことで釈尊に注目したというくらいであった。

ソーナはこのとき釈尊の教えに感銘を受けて、出家して比丘になりたいと願ったのであったが、これが実現したのは雨安居明けのことであった。アンガ国の両親に出家の許可を得ることが必要であったからである。

だから釈尊がはじめてアンガを訪問された時には、アンガの人々は釈尊のことをよく知っており、おそらくこの時の訪問はアンガの人々の雨安居への招待によるものではないかと思われる。

釈尊はその前年の雨安居をはじめてヴェーサーリーで過ごされ、雨安居後にここから東南の方に向かわれて、最初に蘇摩国のバディヤを訪問され、ここで不思議な功德を持つメンダカ長者一家を教化され、次にアングッタラーパ国のアーパナを訪問され、ここでは螺髻梵志のケーニヤとセーラ婆羅門を教化され、そののちガンガー河を渡ってアンガ国のチャンパーに入られたのであった。

釈尊をアンガに招待したその中心人物はビンビサーラから授けられた拝領地を統治していたソーナダダ婆羅門で、彼はその時他の婆羅門たちの制止を振り切って釈尊に会いに行き、優婆塞となった。先述したように釈尊 52 歳＝成道第 18 年目のことであった。

〔6-3〕第 2 回目の訪問は詩人として名高いヴァンギーサが「ブッダを上首とする比丘サンガ」の一員であった時であって、それは**釈尊 59 歳＝成道 25 年目**のことであった。この時も釈尊はチャンパーで雨安居を過ごされたが、この時にはガッガラー池のほとりでの 15 日満月の布薩の日のさまざまな事績が伝えられている。その中の 1 つは、それ以前には釈尊は「ブッダを上首とする比丘サンガ」の中では、布薩の波羅提木叉の誦出を釈尊自らが行っておられたが、サンガの中に罪を犯したにもかかわらず参加しているものがあって、もしそのような時にそのまま波羅提木叉を誦したならその比丘の頭は七分するという理由で、以後は比丘たちが自ら波羅提木叉を誦せと定められた。もちろんこの時には阿難がすでに侍者であった。

〔6-4〕そして第 3 回目のアンガ国訪問は釈尊 66 歳＝成道 32 年のことであった。このときにも釈尊はチャンパーのガッガラー池のほとりの僧院で雨安居を過ごされたが、おそらくこの雨安居中に他処において挙罪羯磨にかけられたカッサパゴッタ比丘の質問をきっかけにして、挙罪羯磨などに係る「チャンパー犍度」に記されている羯磨に関する施行細則を説かれた。雨安居が明けるとカッサパゴッタはもとの住処に帰っていったが、入れ替りにこの騒動の原因を作った比丘たちがやって来て釈尊の前で悔過した。

〔6-5〕あるいはこの 3 度のアンガ国訪問のほかにも、釈尊がアンガ国を訪問されているという可能性は否定できない。しかしアンガ国は仏教中国としては東端に位置し、他のところに遊行される途中に立ち寄るということにはなかったであろうと考えられる。おそらくアンガ国にはここにおいて雨安居を過ごすという目的がなければ訪問されることはなかったであ

ろう。そういう地理的なことを考えると、釈尊は生涯に3度しかアンガを訪問されていないと断定して大過ないのではなかろうか。

[6-6] アンガ国ならびに蘇摩国ないしはアングッタラーバ国を舞台にする釈尊の事績は上に記したが、これらの外にもアンガ国のアッサプラという村を仏在処とする資料がいくつか残されている。

MN.039 *Mahā-assapura-s.* (馬邑大經 vol. I p.271) : 世尊はアンガのアッサプラと名づける町 (Assapura nāma Angānaṃ nigama) に住された。このとき世尊は比丘たちに「自他共に『沙門』と認めるには、あなた方は‘沙門や婆羅門となる法を受持して実践しよう。そのようにすれば、人々が『沙門』と呼ぶに相応しいものとなり、自ら『沙門である』と自認することも真実となろう。また施者の行為にも功德があろうし、われわれの出家生活も実りのあるものになるであろう’と学ぶべきである」と告げて、沙門となる法 (慚愧、身正行、口正行、意正行、生活、根門の守護、食の節度、覺醒、念と正知)、五蓋の譬喩 (負債、病氣、牢獄、奴僕の境遇、荒野の旅路)、四禪、三明 (宿命智、有情生死智、漏尽智)、四諦の教えを説かれた。

『中阿含』182「馬邑經」卷上 (大正 01 p.724 下) : 世尊は鶩騎国を大比丘衆と共に遊行して馬邑 (アッサプラ) に至り、馬林寺に住された。そのとき世尊は比丘らに「沙門が沙門と自称するには沙門の法、梵志の法の如くなるように学ぶべきである」と告げて、沙門梵志の法として身行清淨、口行清淨、意行清淨、命行清淨、諸根の守護、出入を知ること、独住遠離、五蓋 (貪伺、瞋恚、睡眠、掉悔、疑) の断除、四禪乃至解脱の成就などについて説かれた。

MN.040 *Cūla-assapura-s.* (馬邑小經 vol. I p.281) : 世尊はアンガのアッサプラと名づける町に住された。このとき世尊は比丘たちに「自他共に『沙門』と認めるには、あなた方は‘沙門の正行を実践しよう。そのようにすれば、人々が『沙門』と呼ぶに相応しいものとなり、自ら『沙門である』と自認することも真実となろう。また施者の行為にも功德があろうし、われわれの出家生活も実りのあるものになるであろう’と学ぶべきである」と告げ、「沙門としての正しい行道を実践していない者 (貪欲、瞋恚、忿怒、怨恨、偽善、悩害、嫉妬、慳吝、諂、誑、惡欲、邪見のある者がそれを断たない場合) は、恰も武器マタジャを大衣に覆い包むようなものである。そのように大衣行者が大衣の所持のみで、沙門性があるとは言わない。同様に、裸行者の裸行、塵垢行者の塵垢行、水浴行者の水浴行、露地行者の露地行、常立行者の常立行、回数食行者の回数食行、呪文読誦行者の呪文読誦、結髮行者の結髮所持のみで、沙門性があるとは言わない (上記の修行を行う者は沙門とよばれる種類に属する修行者であることになる)。しかし貪欲乃至邪見のある者がそれを断つという正しい行道を実践し、四無量心を修習する者は、恰も蓮池に四方から人々がやって来て、咽の渴きや炎熱の苦しみを癒すようなものである。そのように正しい行道を実践する者は、たとえ四姓 (クシャトリヤ、婆羅門、ヴァイシャ、シュードラ) のいずれからの出家者であろうとも、解脱して沙門となることができる」と説かれた。

『中阿含』183「馬邑經」卷下 (大正 01 p.725 下) : あるとき世尊は鶩騎国を大比丘衆と共に遊行して馬邑 (アッサプラ) に至り、馬林寺に住された。そのとき世尊は比丘

らに「沙門が沙門と自称するには沙門の道跡を学ぶべきである。貪伺、恚、瞋、不語、結、慳、嫉、諛諂、欺誑、無慚、無愧、惡欲、邪見がありながらそれをなくそうとしないものは、恰も、新たに作る鋭利な鉞斧を持って僧伽梨に包まれているようなもので、それは沙門とは言えない。同様に、たとえ無衣・編鬘・不座・一食・常揚水・持水の苦行者といえども、それは沙門とは言えない。しかし貪伺乃至邪見があればそれをなくしてこそ沙門であり、沙門の道跡である。かくして戒を成就し、五蓋を断じ、四無量心を修して解脱を得ることは、恰も、村の近辺の浴池に、四方から沐浴に集り、垢や火照りを除くように、四姓（刹利、梵志、居士、工師）の出家者が平等に得られる所である。これを沙門、梵志、聖、淨浴という」と説かれた。

『増一阿含』049-008 (大正 02 p.801 下) : そのとき世尊は鵞芸の村⁽¹⁾に500人の比丘らと共に住されていた。世尊は比丘らに「沙門の行も婆羅門の行も必ずや果を成就する。比丘には習行沙門と誓願沙門の2種がある」と説かれた。すると阿難が「何を沙門と婆羅門の法行とするのか」と質問した。そこで世尊は沙門の要行（飲食に足るを知り、昼夜経行するに時節を失わず諸道品を行ずること）と婆羅門の要行（四聖諦、三無漏心、解脱、解脱智）を説かれた後、「沙門を息心と名づく、諸惡永く已に尽くればなり。梵志を清淨と名づく、諸の乱想を除去すればなり」と偈を唱えられた。

このようにこれらの資料には共通して「沙門が沙門といえるための法」が説かれているから、すべてが相応經であると考えてよいであろう。このうち『増一阿含』049-008のみには阿難が登場するが他の經には登場しないから、これは『増一阿含』049-008の誤伝と考えてよいのではなかろうか。そしてこれら資料にはこれ以外の人物はだれも登場しないから、この説時を推定する材料は見いだせない。しかししっかりした証拠とはいえないが、これらの經は「沙門が沙門といえるための法」を主題とし、ソーナダダ婆羅門への説教である「婆羅門が婆羅門といえるための法」と類似しているから、これらの經の説時は第1回目の訪問時としておいてよいのではなかろうか。すなわち**釈尊52歳＝成道18年**ということになる。

- (1) 「鵞芸村」は相応經の MN.039 *Mahā-assapura-s.* (「馬邑大經」vol. I p.271) には 'Aṅgesu viharati Assapuram nāma Aṅgānam nigamo' とあり、漢訳の『中阿含』182「馬邑經」卷上 (大正 01 p.724 下) にも「遊鵞騎国。与大比丘衆俱。往至馬邑住馬林寺」とあって、アンガ (鵞騎国) のアッサプラ町 (馬邑) とする。